

平成 16 年 版

連 結 確 定 申 告 書 等 の 記 載 の 手 引  
個 別 帰 屬 額 等 の 届 出 書

国 税 庁

## 目 次

I	連結確定申告書の提出について	1	
1	連結確定申告書の提出先及び提出期限	1	
2	時価評価法人等の申告書等用紙について	1	
3	消費税及び地方消費税について	1	
4	連結確定申告書等の用紙の送付について	2	
5	連結確定申告書の添付書類	2	
6	個別帰属額及びその計算の基礎を記載した書類	2	
7	連結確定申告書の添付書類の編てつ順について	3	
II	個別帰属額等の届出書の提出について	5	
1	個別帰属額等の届出書の提出先及び提出期限	5	
2	個別帰属額等の届出書用紙の送付について	5	
3	個別帰属額等の届出書の添付書類	5	
4	個別帰属額の計算の基礎を記載した書類	5	
5	個別帰属額等の届出書の編てつ順について	6	
III	各表の記載の仕方	7	
	別表一の二(一)	「各連結事業年度の連結所得に係る申告書－普通法人（特定の医療法人を除く。）の分」の申告書	7
	別表三の二	連結同族会社の連結留保金額に対する税額の計算に関する明細書	11
	別表三の二付表	連結同族会社の連結留保金額に対する税額の個別帰属額の計算に関する明細書	15
	別表四の二	連結所得の金額の計算に関する明細書	17
	別表四の二付表	個別所得の金額の計算に関する明細書	18
	別表五の二(一)	連結利益積立金額及び連結資本積立金額の計算に関する明細書	22
	別表五の二(一)付表	連結個別利益積立金額等及び連結個別資本積立金額の計算に関する明細書	23
	別表五の二(二)	連結法人の租税公課の納付状況等に関する明細書	31
	別表五の二(二)付表一	各連結法人の連結法人税個別帰属額の発生状況等及び租税公課の納付状況等に関する明細書	32
	別表五の二(二)付表二	連結親法人の連結法人税個別帰属額の受扱いに関する明細書	36
	別表六の二(一)	連結事業年度における所得税額の控除に関する明細書	37
	別表六の二(二)	連結事業年度における外国税額の控除に関する明細書	40
	別表六の二(二)付表	各連結法人の外国税額の控除に関する明細書	42
	別表七の二	連結欠損金及び私財提供等があった場合の欠損金の損金算入に関する明細書	44
	別表七の二付表一	連結欠損金当期控除前の連結欠損金個別帰属額の調整計算に関する明細書	46
	別表七の二付表二	連結欠損金個別帰属額に関する明細書	50
	別表八の二	連結事業年度における受取配当等の益金不算入に関する明細書	51
	別表九(二)	連結法人間取引の損益の調整に関する明細書	55
	別表十四の二	連結事業年度における寄附金の損金算入に関する明細書	57
	別表十五の二	交際費等の損金算入に関する明細書	59
	別表十八の二	法第八十一条の十九第一項の規定による連結予定申告書	60
	別表十八の二付表一	連結中間納付額の調整計算に関する明細書	61
	別表十八の二付表二	最初の連結事業年度の前期実績基準相当額等並びに連結納税への加入及びその承認の取消しの場合の調整額の計算に関する明細書	62
	別表十八の二付表三	連結法人間合併、分割型分割等の場合の調整額の計算に関する明細書	63

IV	「法人税申告書の記載の手引」に準じて記載するもの	64
	別表二 同族会社の判定に関する明細書	64
	別表十一(一) 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書	64
	別表十一(一の二) 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書	64
	別表十一(二) 返品調整引当金の損金算入に関する明細書	64
	別表十一(三) 退職給与引当金の益金算入に関する明細書	65
	別表十六(一) 定額法又はリース期間定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書	65
	別表十六(二) 定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書	66
	別表十六(五) 繰延資産の償却額の計算に関する明細書	66
	別表十六(六) 一括償却資産の損金算入に関する明細書	66
	別表十六(七) 特別償却準備金の損金算入に関する明細書	66
V	個別帰属額の届出書等の記載の仕方	68
	個別帰属額等の一覧表	68
	各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分	69
VI	参 考	72

この手引で用いている略語は、次のとおりです。

法	法人税法(昭40法律第34号)
令	法人税法施行令(昭40政令第97号)
規則	法人税法施行規則(昭40大蔵省令第12号)
措置法	租税特別措置法(昭32法律第26号)
措置法令	租税特別措置法施行令(昭32政令第43号)
措置法規則	租税特別措置法施行規則(昭32大蔵省令第15号)
震災特例法	阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平7法律第11号)

## I 連結確定申告書の提出について

### 1 連結確定申告書の提出先及び提出期限

連結親法人は、各連結事業年度終了の日の翌日から2月以内に、納税地の所轄税務署長に対し連結確定申告書を提出しなければならないこととされています（法81の22）。

なお、連結親法人が、次に掲げる理由により提出期限までに連結確定申告書を提出することができない常況にあると認められる場合には、提出期限の延長の特例を申請することにより、連結確定申告書の提出期限を2月間延長することができます（法81の24）。

- ① 会計監査人の監査を受けなければならないことその他これに類する理由により決算が確定しないため、連結事業年度終了の日の翌日から2月以内に連結確定申告書を提出することができない場合
- ② 連結子法人が多数に上ることその他これに類する理由により各連結事業年度の連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないため、連結事業年度終了の日の翌日から2月以内に連結確定申告書を提出することができない場合

ただし、特別の事情により連結事業年度終了の日の翌日から4月以内に各連結事業年度の連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないことその他やむを得ない事情があると認められる場合には、税務署長が指定する月数の期間まで延長することができます。

- (注) 1 提出期限の延長の特例を受けるためには、最初に適用を受けようとする連結事業年度終了の日の翌日から45日以内に納税地の所轄税務署長へ申請書を提出する必要があります。
- 2 1の申請書は、法第75条の2（確定申告書の提出期限の延長の特例）の規定による確定申告書の提出期限の延長が認められていた法人であっても、改めて提出する必要があることに御注意ください。

### 2 時価評価法人等の申告書等用紙について

設立事業年度等の承認申請特例（法4の3⑥）による申請に基づく場合又は承認申請期限の経過措置（平成14年7月改正法（法人税法等の一部を改正する法律（平成14年7月法律第79号）をいいます。）附則第3条（連結納税の承認の申請等に関する経過措置））による申請に基づく場合における連結親法人の最初連結事業年度において、連結子法人が時価評価法人等に該当することにより、その連結子法人の承認を受けた日を含む事業年度を連結申告ではなく単体申告を行うこととなるときは、その連結子法人の所轄税務署に単体申告用の申告書等用紙の交付を申し出てください。

### 3 消費税及び地方消費税について

- (1) 消費税及び地方消費税については、連結納税制度は適用されませんが、課税期間は法人税法上の事業年度とされているため（消費税法19①二、地方税法72の78③）、連結事業年度に合わせて課税期間が変わる可能性があります。特に、連結納税を適用する前において親法人と課税期間が異なる期間となっていた子法人についてはその課税期間が変更され、その変更後の課税期間に係る消費税及び地方消費税の確定申告が必要となりますので御注意ください。  
(注) 法人税について連結確定申告書の提出期限の延長を認められている場合であっても、消費税及び地方消費税の確定申告書の提出期限については適用がないことに御注意ください。
- (2) また、消費税及び地方消費税については、連結納税制度は適用されませんので、消費税及び地方消費税の確定申告書の用紙は連結親法人又は連結子法人のいずれであるかにかかわりなく、課税事業者に該当する法人に送付しています。

## 4 連結確定申告書等の用紙の送付について

次に掲げる連結確定申告書等の用紙は、それぞれ次に掲げるものを、連結親法人の所轄税務署から連結親法人あてに送付しています。

### (1) 連結確定申告書

- ① 連結確定申告書別表一の二
- ② 連結申告書別表セット（別表二から別表十六(内までの別表のうち主要なもの)

### (2) 個別帰属額及びその計算の基礎を記載した書類

- ① 個別帰属額等の一覧表
- ② 個別帰属額の届出書（連結親法人分）
- ③ 個別帰属額等届出書付表セット（別表四の二付表から別表十六(内までの別表のうち主要なもの）（連結親法人分）

### (3) 勘定科目内訳明細書（連結親法人分）

- ・ 勘定科目内訳明細書セット

申告に当たり、(1)①「連結確定申告書別表一の二」及び(2)②「個別帰属額の届出書（連結親法人分）」以外の用紙につき税務署から送付した用紙以外の用紙を使用しているため、翌連結事業年度以降、送付が不要な場合には、連結確定申告書別表一の二及び個別帰属額の届出書の「別表等送付要否」欄の「否」欄に○をしてください。

なお、翌連結事業年度以降、別表等の送付を「否」とされた場合でも、(1)①、(2)②及び法人事業概況説明書については、引き続き税務署から送付した用紙により提出してください。

## 5 連結確定申告書の添付書類

連結確定申告書には、連結親法人及び連結子法人の次に掲げる書類を添付します。

- ① 貸借対照表及び損益計算書
- ② 損益金処分表
- ③ 勘定科目内訳明細書
- ④ 個別帰属額及びその計算の基礎を記載した書類
- ⑤ 組織再編成に係る契約書等の写し
- ⑥ 組織再編成に係る主要な事項の明細書
- ⑦ 特別償却の適用を受ける場合の明細書（特別償却限度額の計算に関する付表）及び圧縮記帳の適用を受ける場合の収用証明書など連結確定申告書に添付することが適用の要件とされている書類（以下「明細書・証明書等」といいます。）

## 6 個別帰属額及びその計算の基礎を記載した書類

個別帰属額及びその計算の基礎を記載した書類は、各連結法人ごとに作成し、連結確定申告書に添付することとなります。この連結確定申告書への添付に際しては、各連結法人ごとに作成した個別帰属額及びその計算の基礎を記載した書類を取りまとめ、その表紙として個別帰属額等の一覧表を付してください（「7 連結確定申告書の添付書類の編てつ順について」を参照してください。）。

### (1) 個別帰属額を記載した書類は、個別帰属額の届出書を使用して作成し、連結確定申告書に添付します。

なお、連結子法人分の作成に当たっては、連結子法人が本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に届け出る個別帰属額の届出書の写しを使用することとして差し支えありません。

### (2) 個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、連結確定申告書の別表の写しを使用することとして差し支えありません。なお、連結子法人分については、添付を省略することができます。

また、連結親法人分の作成及び添付に当たっては、次の点に御注意ください。

- ① 個別帰属額に係る明細書（各別表の付表）だけでなく、その個別帰属額を算出するために必要な別表も添付する必要があります。

例えば、外国税額控除を適用する連結親法人にあっては、「別表六の二(二)付表 各連結法人の外国税額の控除に関する明細書」の「連結控除限度個別帰属額9」の欄の金額の計算において「別表六の二(二) 連結事業年度における外国税額の控除に関する明細書」の「連結控除限度額14」の欄の金額が必要となるため、「別表六の二(二)付表」だけでなく「別表六の二(二)」も併せて添付することとなります。

このことは、「別表七の二付表一 連結欠損金当期控除前の連結欠損金個別帰属額の調整計算に関する明細書」、「別表七の二付表二 連結欠損金個別帰属額に関する明細書」などについても同様です。

- ② 別表の一部に個別帰属額に係る記載欄が設けられている別表については、その個別帰属額に係る記載欄だけではなく、それ以外の欄についても記載します。

例えば、「別表八の二 連結事業年度における受取配当等の益金不算入に関する明細書」にあっては、株式等の種類ごとに連結グループでの益金不算入額などが個別帰属額の計算に必要となるため、「個別帰属額の計算」以外の各記載欄につき、その連結所得の金額の計算において記載した金額を転記します。

このことは、「別表六の二(一) 連結事業年度における所得税額の控除に関する明細書」、「別表十四の二 連結事業年度における寄附金の損金算入に関する明細書」などについても同様です。

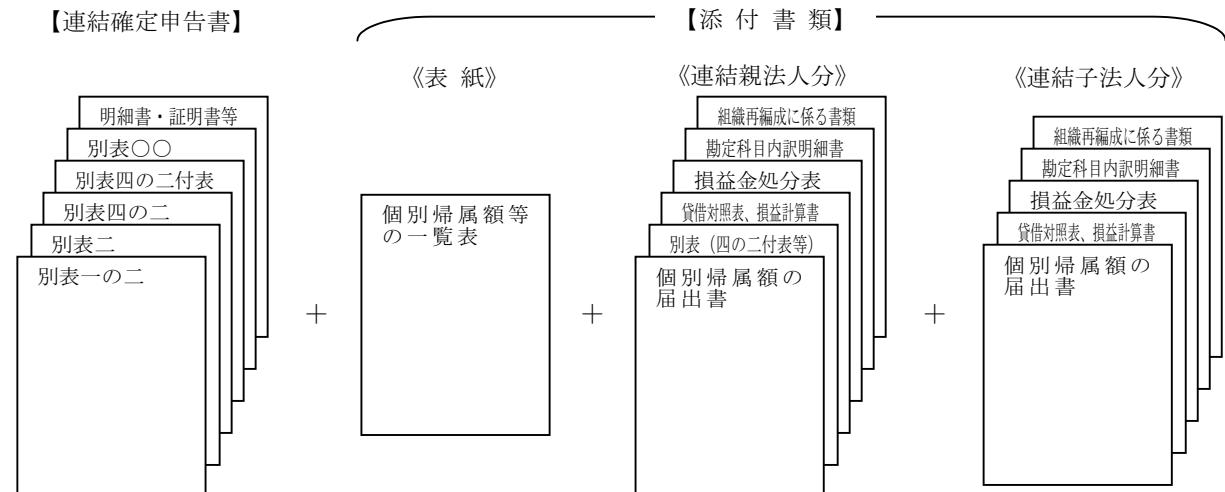
- ③ 連結親法人と連結子法人のすべてが記載される別表については、連結親法人以外の記載欄を消さずに添付してください。

例えば、連結グループで損金算入限度額が設けられている「別表十五の二 交際費等の損金算入に関する明細書」にあっては、「個別帰属損金不算入額20」の欄の計算の基礎となる「損金不算入額4」の欄の算出に各連結法人の支出交際費等の額の合計額が必要であるため、連結法人のすべてにつき「5」から「19」までの各欄を記載します。

このことは、「別表七の二付表一 連結欠損金当期控除前の連結欠損金個別帰属額の調整計算に関する明細書」及び「別表七の二付表二 連結欠損金個別帰属額に関する明細書」についても同様です。

## 7 連結確定申告書の添付書類の編てつ順について

連結確定申告書の添付書類については、「個別帰属額等の一覧表」を表紙として、連結親法人及び各連結子法人ごとに次の順に並べた上で、連結確定申告書に添付して提出してください。



(注) 1 添付書類の連結子法人分については、各連結子法人ごとに、以降同じ順で並べてください。

2 上図では、連結子法人分の個別帰属額の計算の基礎を記載した書類(申告書別表)の添付を省略しています（6(2)を参照してください。）。



## II 個別帰属額等の届出書の提出について

### 1 個別帰属額等の届出書の提出先及び提出期限

連結子法人は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に個別帰属額等の届出書（①個別帰属額の届出書、②個別帰属額の計算の基礎を記載した書類）を提出しなければならないこととされています（法81の25）。

### 2 個別帰属額等の届出書用紙の送付について

連結子法人が提出する個別帰属額等の届出書用紙については、連結子法人の所轄税務署から連結子法人あてに次に掲げるものを送付しています。

① 個別帰属額の届出書

② 個別帰属額等届出書付表セット（別表四の二付表から別表十六(六)までの別表のうち主要なもの）

届出に当たり、②の用紙につき税務署から送付した用紙以外の用紙を使用しているため、翌連結事業年度以降、送付が不要な場合には、個別帰属額の届出書の「別表等送付要否」欄の「否」欄に○をしてください。

なお、翌連結事業年度以降、別表等の送付を「否」とされた場合でも、①及び法人事業概況説明書については、引き続き税務署から送付した用紙により提出してください。

(注) 連結子法人の個別帰属額等の届出書用紙の送付先（連絡先）については、その送付先として連結親法人の納税地を登録することにより、連結子法人の所轄税務署から連結親法人あてに送付することができます。

今後、連結子法人が提出する個別帰属額等の届出書用紙の送付先を連結親法人の納税地とする場合には、連結子法人の所轄税務署長に異動届出書（連絡先の登録）を提出してください。

### 3 個別帰属額等の届出書の添付書類

個別帰属額等の届出書には、次に掲げる書類を添付します。

① 貸借対照表及び損益計算書

② 損益金処分表

③ 勘定科目内訳明細書

④ 組織再編成に係る契約書等の写し

⑤ 組織再編成に係る主要な事項の明細書

(注) I 5に掲げる連結確定申告書の添付書類のうち⑦の明細書・証明書等については、その明細書・証明書等が連結子法人に係るものである場合には、個別帰属額等の届出書にその写しを添付してください。

なお、規則第37条の6第8号から第10号まで（外国税額控除を受けるための書類）の書類のうち連結子法人に係ものは、連結確定申告書に添付することに代えて、その連結子法人の個別帰属額等の届出書に添付することもできます。その際には、連結確定申告書の別表六の二(二)にその旨を記載してください。

### 4 個別帰属額の計算の基礎を記載した書類

個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、連結確定申告書の別表の写しを使用することとして差し支えありませんが、添付を省略することはできません。この点、I 6(2)と異なりますので御注意ください。

また、作成及び添付に当たっては、次の点に御注意ください。

① 個別帰属額に係る明細書（各別表の付表）だけでなく、その個別帰属額を算出するために必要な別表も添付する必要があります。

例えば、外国税額控除を適用する連結子法人にあっては、「別表六の二(一)付表 各連結法人の外国税額の控除に関する明細書」の「連結控除限度個別帰属額9」の欄の金額の計算において「別表六の二(一) 連結事業年度における外国税額の控除に関する明細書」の「連結控除限度額14」の欄の金額が必要となるため、「別表六の二(一)付表」だけでなく「別表六の二(一)」も併せて添付することとなります。

このことは、「別表七の二付表一 連結欠損金当期控除前の連結欠損金個別帰属額の調整計算に関する明細書」、「別表七の二付表二 連結欠損金個別帰属額に関する明細書」などについても同様です。

- ② 別表の一部に個別帰属額に係る記載欄が設けられている別表については、その個別帰属額に係る記載欄だけでなく、それ以外の欄についても記載します。

例えば、「別表八の二 連結事業年度における受取配当等の益金不算入に関する明細書」にあっては、株式等の種類ごとに連結グループでの益金不算入額などが個別帰属額の計算に必要となるため、「個別帰属額の計算」以外の各記載欄につき、その連結所得の金額の計算において記載した金額を転記します。

このことは、「別表六の二(一) 連結事業年度における所得税額の控除に関する明細書」、「別表十四の二 連結事業年度における寄附金の損金算入に関する明細書」などについても同様です。

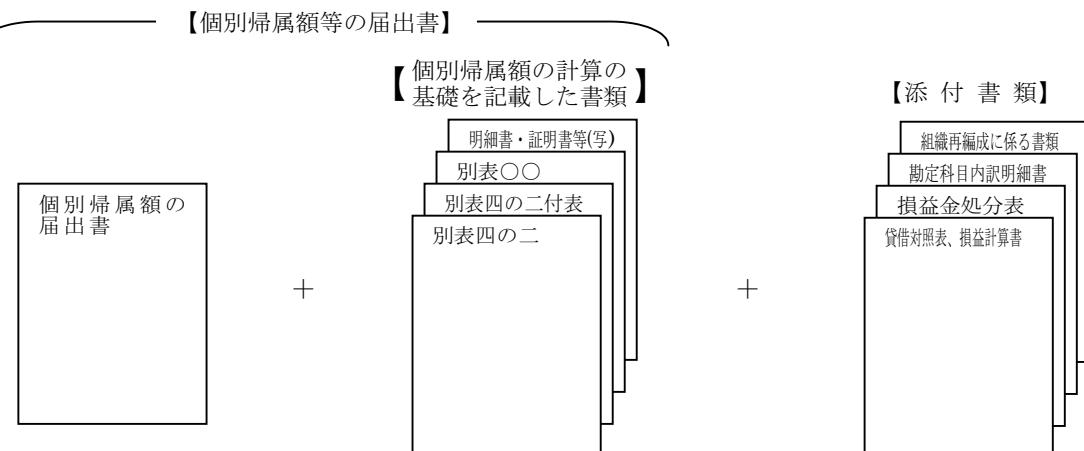
- ③ 連結親法人と連結子法人のすべてが記載される別表については、他の連結法人の記載欄を消さずに添付してください。

例えば、連結グループで損金算入限度額が設けられている「別表十五の二 交際費等の損金算入に関する明細書」にあっては、「個別帰属損金不算入額20」の欄の計算の基礎となる「損金不算入額4」の欄の算出に各連結法人の支出交際費等の額の合計額が必要であるため、連結法人のすべてにつき「5」から「19」までの各欄を記載します。

このことは、「別表七の二付表一 連結欠損金当期控除前の連結欠損金個別帰属額の調整計算に関する明細書」及び「別表七の二付表二 連結欠損金個別帰属額に関する明細書」についても同様です。

## 5 個別帰属額等の届出書の編てつ順について

個別帰属額等の届出書については、個別帰属額の届出書を表紙として、個別帰属額の計算の基礎を記載した書類及び添付書類を次の順に並べた上で提出してください。



### III 各表の記載の仕方

#### 別表一の二(一) 「各連結事業年度の連結所得に係る申告書－普通法人（特定の医療法人を除く。）の分」の申告書

##### 1 この表の用途

この表は、普通法人である連結親法人が、連結確定申告又は仮決算による連結中間申告をする場合に使用します。

ただし、措置法第68条の100第1項（特定の医療法人である連結親法人の法人税率の特例）に係る措置法第67条の2第1項（特定の医療法人の法人税率の特例）の規定により承認を受けた医療法人である連結親法人が連結確定申告等をする場合には、別表一の二(三)の申告書を使用してください。

##### 2 各欄の記載要領

###### (1) 一般の場合

欄	記載要領	注意事項					
「連結親法人名」及び「代表者自署押印」		必ずフリガナを付けてください。この場合、正本には必ず代表者が自署押印してください。					
「同非区分」	別表二の「判定結果6」で判定した区分を○で囲んで表示します。						
「旧納税地及び旧法人名等」	当期中に連結親法人の納税地若しくは法人名に異動があった場合又は合併法人が被合併法人（連結親法人であった法人）の最後連結事業年度の申告をする場合には旧納税地又は旧法人名（被合併法人名）を、本店又は主たる事務所の所在地と納税地とが異なる場合には本店又は主たる事務所の所在地を記載するなど参考となる事項を記載します。						
「※税務署処理欄」		記載しないでください。					
別表等 送付要否 <input type="radio"/> 要 <input type="radio"/> 否 <input checked="" type="radio"/>	税務署から送付する用紙以外の用紙を使用しているため、翌連結事業年度以降、別表セット等の送付が不要な場合は、「否」欄に○をします。 現在、「送付不要」としている連結親法人が、翌連結事業年度以降、別表セット等の送付が必要となった場合は、「要」欄に○をしてください。						
税理士法第30条の書面提出有 <input type="radio"/> 税理士法第33条の2の書面提出有 <input checked="" type="radio"/>	税理士法第30条（税務代理の権限の明示）又は第33条の2（計算事項、審査事項等を記載した書面の添付）に規定する書面を申告書に添付する場合には、該当する欄に○をしてください。						
「連結事業年度分の申告書」	空欄には、連結確定申告書と連結中間申告書との区分に応じてそれぞれ「連結確定」又は「連結中間」と記載します。 なお、期限後申告書である場合には、「期限後連結確定」と記載してください。	この申告が連結中間申告書である場合には、更に、 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>連結中 平成 年</td> </tr> <tr> <td>間申告 月 日</td> </tr> <tr> <td>の場合 平成 年</td> </tr> <tr> <td>の計算 月 日</td> </tr> <tr> <td>期間</td> </tr> </table> にその計算期間を記載してください。	連結中 平成 年	間申告 月 日	の場合 平成 年	の計算 月 日	期間
連結中 平成 年							
間申告 月 日							
の場合 平成 年							
の計算 月 日							
期間							

欄	記載要領	注意事項
「リース特別控除取戻税額5」	<p>法第4条の5第1項(『連結納税の承認の取消し等』)の規定により法第4条の2(『連結納税義務者』)の承認を取り消された日の前日の属する連結事業年度で、次に掲げる規定の適用により法人税額に加算することとされる金額がある場合には、その金額についてもこの欄に記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 措置法第68条の9第11項(『連結納税の承認を取り消された場合の試験研究費の額に係る法人税額』)</li> <li>② 措置法第68条の10第5項(『連結納税の承認を取り消された場合のエネルギー需給構造改革推進設備等に係る法人税額』)</li> <li>③ 措置法第68条の11第7項(『連結納税の承認を取り消された場合の中小連結法人の機械等に係る法人税額』)</li> <li>④ 措置法第68条の12第7項(『連結納税の承認を取り消された場合の事業基盤強化設備に係る法人税額』)</li> <li>⑤ 措置法第68条の13第4項(『連結納税の承認を取り消された場合の沖縄の特定地域における工業用機械等に係る法人税額』)</li> <li>⑥ 措置法第68条の14第7項(『連結納税の承認を取り消された場合の沖縄の特定中小連結法人の経営革新設備等に係る法人税額』)</li> <li>⑦ 措置法第68条の15第12項(『連結納税の承認を取り消された場合の情報通信機器等に係る法人税額』)</li> </ul>	この場合、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。
「法人税額計10」	措置法第68条の67第1項に規定する使途秘匿金の支出がある場合には、使途秘匿金の支出の額の40%相当額をこの欄の上段に外書として、記載します。	この場合、「控除税額12」と及び「差引連結所得に対する法人税額13」の欄の記載に当たっては、この外書きをした金額を「10」に含めて計算します。
「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額11」	当期が仮装経理に基づく過大申告の更正があった日の属する連結親法人事業年度(法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいいます。)開始の日から5年以内に開始した連結事業年度であり、かつ、その更正の通知書に記載された繰越控除される法人税額のうち前期以前の法人税額からまだ控除されていない金額がある場合に、その金額を記載します。	
「差引連結所得に対する法人税額13」	この金額が100円未満となる場合又はマイナスとなる場合は記載しないでください。	
「連結中間申告分の法人税額14」	この申告が連結確定申告である場合に連結中間申告により納付すべき中間納付額(平成14年7月改正法附則第21条第3項の規定により連結中間申告により納付すべき中間納付額とみなされるものを含みます。)を記載します。	
「差引確定法人税額(13)-(14)連結中間申告の場合はその税額とし、マイナスの場合は、(17)へ記入」 15	この金額が100円未満となる場合又はマイナスとなる場合は記載しないでください。この場合のマイナスの金額は「連結中間納付額17」に記載します。	
「この申告による還付金額」の各欄	この申告が連結確定申告であり、かつ、所得税額等の還付金額、連結中間納付額の還付金額又は連結欠損金の繰戻しによる還付請求税額がある場合に、それぞれの金額を記載します。	

欄	記載要領	注意事項									
「連結欠損金の繰戻しによる還付請求税額18」	この申告が修正申告でなく当初の申告である場合には、還付請求書の「還付金額」をこの欄の外書に移記します。	当期が平成14年4月1日から平成18年3月31日までの間に終了する連結事業年度である場合には、連結親法人について解散等（適格合併による解散及び合併類似適格分割型分割後の解散を除きます。）の特別な事実があるときを除き、法第81条の31（連結欠損金の繰戻しによる還付）の規定の適用を受けることができませんので注意してください。									
「(1)の金額又は800万円× — 相当額のうち少ない金 12  額30」から「連結所得金額 32」までの各欄	当期末における資本の金額若しくは出資金額が1億円以下の連結親法人又は出資を有しない連結親法人（相互会社を除きます。）の場合に記載します。	当期末における資本の金額又は出資金額が1億円を超える連結親法人及び相互会社の場合には、「その他の法人の場合33」に記載し、この欄には記載しないでください。									
「(1)の金額又は800万円× — 相当額のうち少ない金 12  額30」	分子の空欄には、当期の月数（暦に従って計算し、1月末満の端数は切り上げます。）を記載します。 なお、この算式により計算した金額に1,000円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てた金額を記載しますが、その端数が「1」の連結所得金額の1,000円未満の端数より多いときは、その端数を切り上げた金額を記載します。										
「(30)の24%又は22%相当額34」から「法人税額37」までの各欄	次の連結事業年度に応じそれぞれ次の税率を乗じて計算した金額を記載します。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th>連結事業年度</th> <th>「34」欄</th> <th>「35」、「37」欄</th> </tr> <tr> <td>平成16年3月31日以前に開始した連結事業年度</td> <td>24%</td> <td>32%</td> </tr> <tr> <td>平成16年4月1日以後に開始する連結事業年度</td> <td>22%</td> <td>30%</td> </tr> </table>	連結事業年度	「34」欄	「35」、「37」欄	平成16年3月31日以前に開始した連結事業年度	24%	32%	平成16年4月1日以後に開始する連結事業年度	22%	30%	
連結事業年度	「34」欄	「35」、「37」欄									
平成16年3月31日以前に開始した連結事業年度	24%	32%									
平成16年4月1日以後に開始する連結事業年度	22%	30%									
「還付を受けようとする金融機関等」	「計19」の還付金額について、取引銀行などの預貯金口座への振込みを希望される場合は、その取引銀行等の名称、預貯金口座名及びその口座番号を記載してください。日本郵政公社の通常貯金口座への振込みを希望される場合は「貯金記号番号」にその通常貯金口座の記号番号のみを、郵便局窓口での受取を希望される場合は支払を受けようとする郵便局名のみを記載してください。	連結欠損金の繰戻しによる還付請求税額があるときは、別に還付請求書の提出が必要です。									

## (2) 修正申告の場合

(1)によるほか、次により記載します。

欄	記載要領	注意事項
「連結事業年度分の申告書」	空欄には、連結確定申告書と連結中間申告書との区分に応じてそれぞれ「修正連結確定」又は「修正連結中間」と記載します。	

欄	記載要領	注意事項
「連結中間申告分の法人税額14」	この申告前の連結確定申告等において連結中間納付額(平成14年7月改正法附則第21条第3項の規定により連結中間申告により納付すべき連結中間納付額とみなされるものを含みます。)の還付金額がある場合にも、その還付金額を控除する前の連結中間申告分の法人税額を記載します。	
「所得税額等の還付金額16」又は「連結中間納付額17」		既に還付を受けているかどうかに関係なく記載します。
「連結欠損金の繰戻しによる還付請求税額18」	既に還付を受けている場合には、この修正申告により確定した連結欠損金額を基礎として計算される還付を受けるべき金額を本書に記載しますが、この場合、既に還付を受けた金額のほか、その還付に際し還付加算金の支払を受けているときは、この申告による還付金額に対応する還付加算金の額を含めて記載します。	(例) 既に還付を受けた金額 500,000円 同上の還付加算金 30,000円 修正申告による還付金額 300,000円 還付を受けるべき金額に 対応する還付加算金 $30,000 \text{円} \times \frac{300,000 \text{円}}{500,000 \text{円}} = 18,000 \text{円}$ この欄に記載する金額 300,000円 + 18,000円 = 318,000円
「法人税額23」	この申告前の申告書の「15」の金額を記載しますが、この申告が更正又は決定後初めてのものである場合には、更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「差引連結所得に対する法人税額」の金額から連結中間申告分の法人税額を控除した金額を記載します。	
「還付金額24」	この申告前の申告書の「16」及び「17」の金額に、既に還付された連結欠損金の繰戻しによる還付金額を加算した金額を記載しますが、この申告が更正又は決定後初めてのものである場合には、更正決定通知書の更正又は決定後の還付所得税額等の金額と還付金額との合計額を記載します。	連結欠損金の繰戻しによる還付金額につき還付加算金の支払を受けている場合には、その還付加算金の額を含めて記載します。
「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額25」	「15」、「19」及び「この申告が修正申告である場合」の各欄のうち記載金額のある欄に応じて、次の金額を記載します。この場合、その金額が100円未満となるときは記載しないでください。 (1) 「15」と「23」とがある場合には、「15」の金額から「23」の金額を控除した金額 (2) 「15」と「24」の本書とがある場合には、「15」の金額と「24」の本書の金額との合計額 (3) 「19」の本書と「24」の本書とがある場合には、「24」の本書の金額から「19」の本書の金額を控除した金額	
「連結欠損金の繰戻しによる還付請求税額18」から「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額25」までの外書	各欄の外書は、この申告が連結欠損金の繰戻しによる還付金額が過大であったことによる修正申告であり、かつ、その繰戻しによる還付が行われていない場合に限り、次により記載します。 (1) 「18」及び「19」には、この申告による減少後の還付請求税額を外書きします。 (2) 「24」には、この申告前の還付請求税額を外書きします。 (3) 「25」には、「24」の外書の金額から「19」の外書の金額を控除した金額を外書きします。	

## 別表三の二 「連結同族会社の連結留保金額に対する税額の計算に関する明細書」

### 1 この明細書の用途等

この明細書は、連結親法人が別表二の「判定結果6」で「同族会社」に該当する場合に、法第81条の13(『連結同族会社の特別税率』)の規定により法人税を課される連結留保金額及び税額を計算するために使用します。

なお、次の左欄に掲げる同族会社である連結親法人のそれぞれ中欄の各連結事業年度について、連結確定申告書にそれぞれ右欄の書類を添付した場合に限り、法第81条の13第1項の規定が適用されません。

連 結 親 法 人	連 結 事 業 年 度	書 類																								
(1) 新事業創出促進法第2条第3項に規定する中小企業者に該当するもの	設立後10年以内の連結事業年度（連結親法人事業年度が平成14年4月1日から平成18年3月31日までの間に開始するものに限ります。）	次の①及び②に掲げる書類 ① 新事業創出促進法第2条第3項に規定する中小企業者である旨を証する書類 ② 設立の日等を明らかにする書類																								
○ 新事業創出促進法第2条第3項に規定する中小企業者とは、次に掲げる業種に属する事業を主たる事業として営むかの区分に応じて、それぞれ次に掲げる資本金額等（資本の金額又は出資の総額をいいます。）の法人及び次に掲げる従業員数（常時使用する従業員の数をいいます。）の法人並びに企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会等をいいます。																										
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>業 种</th> <th>資本金額等</th> <th>従業員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ 製造業、建設業、運輸業その他の業種（口からトまでの業種を除きます。）</td><td>3億円以下</td><td>300人以下</td></tr> <tr> <td>ロ 卸売業</td><td>1億円以下</td><td>100人以下</td></tr> <tr> <td>ハ サービス業（ヘ及びトの業種を除きます。）</td><td>5,000万円以下</td><td>100人以下</td></tr> <tr> <td>ニ 小売業</td><td>5,000万円以下</td><td>50人以下</td></tr> <tr> <td>ホ ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除きます。）</td><td>3億円以下</td><td>900人以下</td></tr> <tr> <td>ヘ ソフトウェア業又は情報処理サービス業</td><td>3億円以下</td><td>300人以下</td></tr> <tr> <td>ト 旅館業</td><td>5,000万円以下</td><td>200人以下</td></tr> </tbody> </table>	業 种	資本金額等	従業員数	イ 製造業、建設業、運輸業その他の業種（口からトまでの業種を除きます。）	3億円以下	300人以下	ロ 卸売業	1億円以下	100人以下	ハ サービス業（ヘ及びトの業種を除きます。）	5,000万円以下	100人以下	ニ 小売業	5,000万円以下	50人以下	ホ ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除きます。）	3億円以下	900人以下	ヘ ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下	ト 旅館業	5,000万円以下	200人以下	
業 种	資本金額等	従業員数																								
イ 製造業、建設業、運輸業その他の業種（口からトまでの業種を除きます。）	3億円以下	300人以下																								
ロ 卸売業	1億円以下	100人以下																								
ハ サービス業（ヘ及びトの業種を除きます。）	5,000万円以下	100人以下																								
ニ 小売業	5,000万円以下	50人以下																								
ホ ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除きます。）	3億円以下	900人以下																								
ヘ ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下																								
ト 旅館業	5,000万円以下	200人以下																								
(2) 新事業創出促進法第11条の3第2項に規定する認定事業者に該当するもの	認定計画に従って新事業分野開拓のための事業を実施している連結事業年度（連結親法人事業年度が平成14年4月1日から平成18年3月31日までの間に開始するものに限ります。）	次の①から③までに掲げる書類 ① 新事業創出促進法に規定する主務大臣の認定を受けた旨を証する書類 ② 認定計画に従って新事業分野開拓のための事業を実施している旨を証する書類 ③ 認定計画の計画書の写し																								
○ 新事業創出促進法第11条の3第2項に規定する認定事業者とは、主務大臣の同法第11条の2第1項に規定する認定を受けた実施計画（同法第11条の3第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のものとなります。）に係る新事業分野開拓を実施する者をいいます。																										

連 結 親 法 人	連 結 事 業 年 度	書 類
(3) 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第2条第1項に規定する中小企業者に該当するもの ○ 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第2条第1項に規定する中小企業者とは、(1)の新事業創出促進法第2条第3項に規定する中小企業者と同じになります。	<p>次の算式により求めた割合が3%を超える連結事業年度（連結親法人事業年度が平成14年4月1日から平成17年4月13日までの間に開始するものに限ります。）</p> <p>(算式)</p> $\left( \frac{\text{連結親法人及び連結子法人の当該連結事業年度開始の日前1年以内に開始した各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額と算入される試験研究費等の額}}{\text{連結親法人及び連結子法人の当該各連結事業年度の総収入金額(固定資産又は有価証券の譲渡に係るものの及び合併又は分割による移転に係るものを除きます。)の合計額}} \right) \times 100$ <p>(注) 試験研究費等の額とは、措置法第68条の9第1項に規定する試験研究費の額及び中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法施行令第5条第1項に規定する新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、市場の開拓又は新たな事業の開始のために特別に支出される費用の額をいいます。</p>	中欄の算式により求めた割合が3%を超えることを明らかにする書類
(4) 連結事業年度終了の時における資本又は出資の金額が1億円以下のもの	<p>前連結事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）終了の時における自己資本比率が50%以下である連結事業年度（連結親法人事業年度が平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に開始するものに限ります。）</p> <p>(注) 1　自己資本比率は次の算式により計算します。</p> $\text{自己資本比率(%)} = \frac{\text{前年度自己資本額の合計額}}{\text{前年度総資産額の合計額}} \times 100$ <p>2　1の前年度総資産額とは、各連結法人の前期の確定決算に基づく貸借対照表に計上している総資産の帳簿価額の合計額（次のイからホまでに掲げる金額がある場合にはこれを減算し、ヘに掲げる金額がある場合にはこれを加算します。）をいいます。</p> <p>イ 固定資産の帳簿価額を損金経理により減額することに代えて損金経理により引当金として経理している金額又は利益処分により積立金として積み立てている金額</p> <p>ロ 特別償却準備金として積み立てている金額</p> <p>ハ 土地の再評価に関する法律第3条第1項の規定により再評価を行った土地の同法第7条第1項に規定する再評価差額に相当する金額</p> <p>ニ その他有価証券（売買目的有価証券及び満期保有目的等有価証券以外の有価証券をいいます。以下同じ。）に係る評価益等相当額</p>	自己資本比率が50%以下であることを明らかにする書類

連 結 親 法 人	連 結 事 業 年 度	書 類
	<p>ホ 連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人に対する負債（借入金その他利子の支払の基となるものに限ります。）の額に相当する金額</p> <p>ヘ その他有価証券に係る評価損等相当額</p> <p>3 1の前年度自己資本額とは、各連結法人の前期末における資本の金額又は出資金額、連結個別資本積立金額（前期が連結事業年度に該当しない場合には、資本積立金額）及び連結個別利益積立金額（前期が連結事業年度に該当しない場合には、利益積立金額）の合計額をいいます。</p> <p>なお、措置法令第39条の34の2第10項に規定する同族株主等からの負債（借入金その他利子の支払の基となるものに限ります。）の額がある場合には、その金額を加算します。</p>	

(注) 上の右欄に掲げる書類については、「連結親法人である中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用制度に関する明細書」を利用してください。

おって、当期の連結所得の計算に当たって、次に掲げるような益金不算入額又は損金算入額があるため、当期の連結所得の金額が0となる場合であっても、当期の連結留保金額について法第81条の13の規定による連結同族会社の特別税率が適用されることがあることに注意してください。

- (1) 非適格合併又は非適格分割型分割による移転資産等の譲渡損失額（法81の13②）
- (2) 受取配当等の益金不算入額（令155条の24（連結事業年度において他の連結法人から受ける配当等の額）の配当等の額に係る金額を除く。）（法81の13②）
- (3) 法人税額の還付金等（過誤納及び中間納付額に係る還付金を除く。）の益金不算入額（法81の13②）
- (4) 繰越連結欠損金の損金算入額（法81の13②）
- (5) 分割前事業年度等の欠損金の損金算入額（法81の13②）
- (6) 私財提供等があった場合の欠損金の損金算入額（法81の13②）
- (7) 新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額（措置法68の62④）
- (8) 沖縄の認定法人の連結所得の特別控除額（措置法68の63⑤）
- (9) 収用換地等の場合の連結所得の特別控除額（措置法68の73⑨）
- (10) 特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除額（措置法68の74⑥、68の75④、68の76③）
- (11) 特定外国子会社等が配当等をした場合の課税済留保金額の損金算入額（措置法68の92⑦）
- (12) 農業生産法人の肉用牛の売却に係る連結所得の特別控除額（措置法68の101⑤）
- (13) 株式移転に係る子会社株式等の譲渡利益相当額の損金算入額（措置法68の105④）
- (14) 取引の対価の額につき租税条約に基づく合意があった場合の更正の特例により減額される所得の金額のうち、相手国の居住者に支払われない金額（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律7②）

## 2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「連結法人税額2」	別表一の二(一)の「差引法人税額4」+「リース特別控除取戻税額5」+「同上に対する税額7」+「法人税額計10」の外書-「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額11」-「控除税額の計算」の「計43」により計算した金額を記載します。この場合、この金額がマイナスになるときは、0と記載します。	
「適格合併等により増加した連結利益積立金額8」	適格合併、適格分割型分割又は連結完全支配関係を有する他の連結法人の株式の譲渡等により増加した連結利益積立金額を記載します。	

欄	記載要領	注意事項
「適格分割型分割等により減少した連結利益積立金額9」	適格分割型分割又は連結完全支配関係を有する他の連結法人の株式の譲渡等により減少した連結利益積立金額を記載します。	
「積立金基準額11」	この金額がマイナスとなる場合には、0と記載します。 なお、「期末連結利益積立金額10」の金額がマイナス(△)である場合には、「同上の25%相当額6」の金額とそのマイナスの金額との差額に相当する金額を記載します。	例えば、「6」の金額が25,000,000円、「10」の金額が△5,000,000円である場合には、25,000,000円 - (△5,000,000円) = 30,000,000円を「11」に記載します。
「定額基準額(1,500万円 $\times \frac{1}{12}$ ) 25」	「 $\frac{\text{——}}{12}$ 」の分子には、当期の月数(暦に従って計算し、1月末満の端数は切り上げます。)を記載します。	
「課税連結留保金額」の「28」及び「29」	「 $\frac{\text{——}}{12}$ 」の分子には、当期の月数(暦に従って計算し、1月末満の端数は切り上げます。)を記載します。	
「年3,000万円相当額を超える年1億円相当額以下の金額((27)-(28))又は(1億円× $\frac{1}{12}$ -(28))のいずれか少ない金額29」	「課税連結留保金額27」の金額が年3,000万円相当額を超える場合に、年3,000万円相当額を超える年1億円相当額以下の金額を記載します。 この場合、その金額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた金額を記載しますが、その端数が「課税連結留保金額27」で切り捨てた1,000円未満の端数より多いときは、その端数を切り上げた金額を記載します。	

3 根拠条文 法81の13、令155の23～155の25、措置法68の109、措置法令39の128、措置法規則22の80

## 別表三の二付表 「連結同族会社の連結留保金額に対する税額の個別帰属額の計算に関する明細書」

### 1 この明細書の用途

この明細書は、同族会社に該当する連結親法人が法第81条の13(連結同族会社の特別税率)の規定の適用を受ける場合に各連結法人ごとに記載し、連結留保金額に対する税額のうち各連結法人の個別帰属額を計算するために使用します。

### 2 各欄の記載要領

欄	記載要領	注意事項
「法人名」	連結親法人の法人名を記載するとともに、かつこの中に連結留保金額に対する税額の個別帰属額の計算を行う連結法人の法人名を記載します。	
「連結留保税額の個別帰属額がないものとした場合に法人税の減少額として収入すべき金額2」	「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書—連結親法人が普通法人(特定の医療法人を除く。)である連結法人の分」の「差引連結法人税個別帰属額4」+「個別リース特別控除取戻税額5」+「同上に対する税額7」+「連結法人税個別帰属額計10」の外書—「個別控除税額11」—「連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額13」により計算した金額がマイナス(△)になる場合のその金額を記載します。	
「連結留保税額の個別帰属額がないものとした場合に法人税の負担額として支出すべき金額3」	「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書—連結親法人が普通法人(特定の医療法人を除く。)である連結法人の分」の「差引連結法人税個別帰属額4」+「個別リース特別控除取戻税額5」+「同上に対する税額7」+「連結法人税個別帰属額計10」の外書—「個別控除税額11」—「連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額13」により計算した金額がプラスになる場合のその金額を記載します。	
「個別所得金額に係る連結法人税個別帰属額5」	「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書—連結親法人が普通法人(特定の医療法人を除く。)である連結法人の分」の「個別所得金額又は個別欠損金額1」の金額がプラスである場合の「算出連結法人税個別帰属額2」の金額を記載します。	
「個別欠損金額に係る連結法人税個別帰属額6」	「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書—連結親法人が普通法人(特定の医療法人を除く。)である連結法人の分」の「個別所得金額又は個別欠損金額1」の金額がマイナス(△)である場合の「算出連結法人税個別帰属額2」の金額を記載します。	
「住民税額8」	<p>次の区分に応じ、それぞれ次により記載します。</p> <p>(1) 当期が平成16年4月1日以後に開始する連結事業年度である場合  <math display="block">\frac{20}{((4)+(7)のうち多い金額) \times 20.7\%} \text{ 又は } \frac{22}{((4)+(7)のうち多い金額) \times 20.7\%}</math> </p> <p>(2) 当期が平成16年4月1日前に開始した連結事業年度である場合  <math display="block">\frac{30}{((4)+(7)のうち多い金額) \times 20.7\%} \text{ 又は } \frac{32}{((4)+(7)のうち多い金額) \times 20.7\%}</math> </p>	均等割額を加算する必要はありません。

欄	記載要領	注意事項
「適格合併等により増加した連結個別利益積立金額13」	適格合併若しくは適格分割型分割により被合併法人若しくは分割法人から引継ぎを受けた連結個別利益積立金額又は連結完全支配関係がある他の連結法人の株式の譲渡等により増加した連結個別利益積立金額を記載します。	
「適格分割型分割等により減少した連結個別利益積立金額14」	適格分割型分割により分割承継法人に引き継いだ連結個別利益積立金額又は連結完全支配関係がある他の連結法人の株式の譲渡等により減少した連結個別利益積立金額を記載します。	
「個別帰属利益積立金差額16」	この金額がマイナスとなる場合には、0と記載します。なお、「期末連結個別利益積立金額15」の金額がマイナス(△)である場合には、「同上の25%相当額11」の金額にそのマイナスの金額の正数金額を加算した金額を記載します。	例えば、「11」の金額が25,000,000円、「15」の金額が△5,000,000円である場合には、25,000,000円と5,000,000円との合計額30,000,000円を「16」に記載します。
「特定子会社の子会社株式等の譲渡利益相当額の損金算入額の個別帰属額28」	措置法第68条の105第1項(「株式移転に係る課税の特例」)の規定の適用を受ける場合において、同項に規定する子会社株式等の譲渡利益相当額の損金算入額のうち当該連結法人に帰せられる金額を記載します。	
「基準個別留保金額36」	<p>「(9) - ((19)、(35)又は0)」は、次の場合に応じそれぞれ次により記載します。</p> <p>(1) 別表三の二の「11」、「24」又は「25」に記載した金額のうち、「11」の金額が最も多い場合  <math>(9) - ((19) \cancel{, (35) \text{又は} 0})</math></p> <p>(2) 別表三の二の「11」、「24」又は「25」に記載した金額のうち、「24」の金額が最も多い場合  <math>(9) - (\cancel{(19)}, (35) \text{又は} 0)</math></p> <p>(3) 別表三の二の「11」、「24」又は「25」に記載した金額のうち、「25」の金額が最も多い場合  <math>(9) - (\cancel{(19)}, \cancel{(35) \text{又は} 0})</math></p>	
「連結個別留保税額の計算」の「37」及び「38」	「 $\frac{1}{12}$ 」の分子には、連結親法人事業年度の月数(暦に従って計算し、1月末満の端数は切り上げます。)を記載します。	

3 根拠条文 法81の18①一、令155の43

## 別表四の二 「連結所得の金額の計算に関する明細書」

### 1 この明細書の用途

この明細書は、各連結法人の損益計算書の当期(純)利益の額又は当期(純)損失の額を基として、いわゆる申告調整により税務計算上の連結所得金額若しくは連結欠損金額又は連結留保所得金額を計算するために使用します。

### 2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「当期利益又は当期欠損の額の合計額1」	各連結法人の別表四の二付表「1」の「総額①」から「社外流出③」までの各欄の金額をこの明細書の「1」の「総額①」から「社外流出③」までの各欄にそれぞれ合計して記載します。	
「加算」の「減価償却の償却超過額2」から「減算」の「所得税額等及び連結欠損金の繰戻しによる還付金額等26」までの各欄	原則として、「当期利益又は当期欠損の額の合計額1」の「総額①」から「社外流出③」までの各欄の記載に準じます。	「加算」の「3」以下の空欄及び「減算」の「9」以下の空欄に記載すべき事項が多い場合には、各連結法人ごとに集計した金額を記載することとしても差し支えありません。
「連結所得金額又は連結欠損金額46」		(1) この明細書の「46」の「総額①」から「社外流出③」までの各欄の金額は、各連結法人の別表四の二付表「46」の「総額①」から「社外流出③」までの各欄の金額をそれぞれ合計した金額と符合することになります。 (2) 「総額①」の金額は、「留保②」の金額に「社外流出③」の本書の金額を加算し、これから「※」の金額を加減算した額と符合することになります。

## 別表四の二付表 「個別所得の金額の計算に関する明細書」

### 1 この明細書の用途

この明細書は、各連結法人の損益計算書の当期(純)利益の額又は当期(純)損失の額を基として、いわゆる申告調整により税務計算上の各連結法人の個別所得金額若しくは個別欠損金額又は個別留保所得金額を計算するために使用します。

### 2 各欄の記載要領

欄	記載要領	注意事項
「法人名」	連結親法人の法人名を記載するとともに、かつこの中に個別所得金額若しくは個別欠損金額又は個別留保所得金額の計算を行う連結法人の法人名を記載します。	
「当期利益又は当期欠損の額①」の「総額①」	各連結法人の損益計算書の当期(純)利益の額又は当期(純)損失の額を記載します。この場合、当期(純)利益の額又は当期(純)損失の額のうちに前期から繰り越された利益又は損失の額を含むときは、前期から繰り越された利益又は損失の額を控除した金額を記載します。	
「当期利益又は当期欠損の額①」の「留保②」及び「社外流出③」	<p>(1) 「留保②」の欄には、「総額①」に記載した金額から「社外流出③」に記載した金額の合計額（「配当」に記載した金額のうち「留保②」の外書に対応する金額は含みません。）を控除した金額を記載します。            (注) 「社外流出③」に記載した金額の方が多いときは、その超える金額を「留保②」に△印を付して記載します。</p> <p>(2) 「社外流出③」の「配当」の欄には、利益又は剰余金の処分により配当（商法第293条ノ5第1項に規定する金銭の分配（いわゆる中間配当）を含みます。以下同じ。）として社外に支出する金額を記載します。            ただし、その配当の計算の基礎となった期間の末日に連結完全支配関係がある法人に対し配当をする場合の「留保②」及び「社外流出③」の各欄の記載は、次に掲げる区分に応じそれぞれ次によります。            イ その配当の計算の基礎となった期間の末日の属する連結事業年度又は連結中間事業年度……「留保②」の欄は、その配当の額を含めて記載し、「社外流出③」の「配当」には記載しません。            (注) 「留保②」に含めた配当の額は、別表五の二(一)付表の「I 連結個別利益積立金額の計算に関する明細書」の「区分」の空欄に「配当金（連結法人分）」と記載するとともに、その金額を「当期利益金処分等による増減（減は赤）④」に記載します。            ロ その配当をすることが確定した日の属する連結事業年度又は連結中間事業年度……「社外流出③」の「配当」の欄に、その配当の額を含めて記載するとともに、「留保②」の外書にその配当の額を記載します。            この場合において、「仮計(1)+(6)-(12)13」の「留保②」の記載に当たっては、その外書の金額を「当期利益又は当期欠損の額①」に含めて記載します。            (注) 「留保②」の外書に記載した配当の額は、別表五</p>	利益処分による賞与のうち受給者ごとに債務の確定していない金額があるときは、その額は「留保②」に含めることとなりますので、「社外流出③」の「賞与」の金額に含めないで記載します。

欄	記載要領	注意事項
	<p>の二(一)付表の「I 連結個別利益積立金額の計算に関する明細書」の「区分」の空欄に「配当金（連結法人分）」と記載した欄の「減②」に記載します。</p> <p>(3) 「社外流出③」の「賞与」又は「その他」の欄には、利益又は剩余金の処分により賞与その他社外に支出する金額を記載します。</p>	
「加算」の「3」以下の空欄	<p>(1) 連結法人が費用又は損失として経理した金額で当期の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されないものの及び当期の連結所得の金額の計算上益金の額に算入すべき金額で連結法人が収益として経理しなかったもの等について、その事項及び金額を記載します。この場合、留保されている金額は「留保②」に、社外に支出されている金額は「社外流出③」に、それぞれ記載します。</p> <p>(2) 措置法第68条の90（連結法人に係る特定外国子会社等の留保金額の益金算入）の規定による益金算入額（別表十七(二)「40」）は、措置法令第39条の120第3項の規定により連結利益積立金額を構成しませんので、「加算」の空欄に「特定外国子会社等に係る課税対象留保金額」等と記載の上、その額を「総額①」及び「社外流出③」（※印を付けます。）に記載します。</p>	<p>(1) 税効果会計を採用している場合において、損益計算書上、税引前当期純利益から減算した「法人税等調整額」があるときは、「加算」の空欄に「法人税等調整額損金不算入」等と記載の上、当該金額を「総額①」及び「留保②」に記載します。</p> <p>(2) 「社外流出③」に※印の金額の記載がある場合の「小計6」の「社外流出③」の記載については、この「社外流出③」の上段に※印を付して外書きします。</p>
「分割前事業年度等の欠損金の損金算入額8」	法第81条の9第3項（連結欠損金の繰越し）の規定により当期の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入される金額を記載します。	
「減算」の「9」以下の空欄	<p>(1) 確定した決算において費用に含まれていないもので当期の損金の額に算入すべきもの又は収益に計上されているもので当期の益金の額に算入しないもの等について、その事項及び金額を記載します。この場合、法人計算外で経費とするもの（経費の認定損）のように税務計算上留保した金額を減少させるものは、「留保②」に記載します。</p> <p>(2) 措置法第68条の73の規定による収用換地等の場合の連結所得の特別控除額又は措置法第68条の74から第68条の76までの規定による特定事業の用地買取等の場合の連結所得の特別控除額（別表十の二「40」）は、措置法第68条の73第9項等の規定により連結利益積立金額を構成しますので、「減算」の空欄に「収用等による特別控除額の個別帰属損金額」等と記載の上、その額を「総額①」及び「社外流出③」（※印を付けます。）に記載します。</p> <p>(3) 利益処分の方法により経理した準備金の金額で損金の額に算入するものは、「減算」の空欄に「利益処分等による準備金積立額認容」等と記載の上、その積立額の全額（税効果会計を採用している場合には、当該積立額の全額とこれに対応する税効果相当額との合計額）を「総額①」及び「留保②」に記載します。この場合、積立限度超過額があるときは、「加算」の空欄に「○○準備金積立超過額」等と記載の上、その積立限度超過額を「総額①」及び「留保②」に記載します。</p> <p>なお、準備金に積立限度超過額がある場合には、このような加算及び減算をしないで、その積立額のうち積立限度相当額を「減算」欄に記載しても差し支えありません。</p>	<p>(1) 前期以前の連結留保金額に利益処分による賞与のうち受給者ごとに債務の確定していない金額が含まれていた場合で、当期にその受給者ごとに債務が確定したときは、「減算」の空欄に「前期に留保とされた役員賞与」等と記載の上、その全額を「総額①」及び「留保②」に記載するとともに、「加算」の空欄に「役員賞与」と記載の上、同額を「総額①」及び「社外流出③」に記載します。</p> <p>(2) 税効果会計を採用している場合において、損益計算書上、税引前当期純利益に加算した「法人税等調整額」があるときは、「減算」の空欄に「法人税等調整額益金不算入」等と記載の上、当該金額を「総額①」及び「留保②」に記載します。</p>

欄	記載要領	注意事項
「損金の額に算入した法人税（附帯税を除く。）14」	<p>次の区分に応じそれぞれ次の金額を記載します。</p> <p>(1) 当期の連結法人税について費用又は損失の額として経理した場合……その経理した金額</p> <p>(2) 連結法人税又は法人税について当期に納付した場合……別表五の二(二)付表一の「計9」の「仮払経理による納付④」及び「損金経理による納付⑤」の金額の合計額((1)の金額を除きます。)</p> <p>なお、(1)及び(2)のいずれの金額をも有する場合には、それらの金額の合計額を記載します。</p>	<p>(1) その記載した金額のうち別表五の二(二)付表一の「仮払経理による納付④」の本書の金額がある場合には、この明細書の「減算」の空欄に「仮払税金」等と記載の上、その合計額を「総額①」と「留保②」に併せて記載します。</p> <p>(注) この仮払税金をその後の連結事業年度において消却した場合には、その消却をした連結事業年度において、次の区分に応じ、次のように処理します。</p> <p>イ 損金経理により消却した場合 その税金が損金不算入のものであると否とを問わず、この明細書の「加算」の空欄に「仮払税金消却」等と記載の上、その合計額を「総額①」と「留保②」に記載します。</p> <p>ロ 紳税充当金で消却した場合 この明細書には記載しないで、別表五の二(一)付表において、前期から繰り越された「仮払税金」の「減②」にその消却した金額を△印を付して記載するとともに、「紳税充当金20」の「減②」に同額を記載します。</p>
「損金の額に算入した連結法人税個別帰属額15」	連結法人が費用又は損失の額として経理した連結法人税個別帰属額について、その金額を記載します。	
「損金の額に算入した附帯税（利子税を除く。）の負担額16」	連結法人が費用又は損失の額として経理した連結法人税に係る附帯税（利子税を除きます。）の負担額を記載します。	
「損金の額に算入した道府県民税（利子割額を除く。）及び市町村民税17」	別表五の二(二)付表一の「10」、「11」、「中間13」及び「計20」の「仮払経理による納付④」及び「損金経理による納付⑤」の金額の合計額を記載します。	
「損金の額に算入した道府県民税利子割額18」	別表五の二(二)付表一の「利子割12」の「仮払経理による納付④」及び「損金経理による納付⑤」の金額の合計額を記載します。	
「損金の額に算入した納税充当金19」	別表五の二(二)付表一の「損金の額に算入した納税充当金36」の金額を記載します。	
「損金の額に算入した附帯税（利子税を除く。）、加算金、延滞金（延納分を除く。）及び過怠税20」	別表五の二(二)付表一の「加算税及び加算金29」から「過怠税32」までの「当期中の納付税額③～⑤」の各欄の金額の合計額を記載します。	<p>(2) 別表五の二(二)付表一の「損金経理による納付⑤」に外書の金額（過誤納）がある場合には、この明細書の「加算」の空欄に「未収過誤納金」等と記載の上、その金額を「総額①」と「留保②」に記載します。</p>

欄	記載要領	注意事項
「益金の額に算入した連結法人税個別帰属額22」	連結法人が収益の額として経理した連結法人税個別帰属額について、その金額を記載します。	
「益金の額に算入した附帯税（利子税を除く。）の受取額23」	連結法人が収益の額として経理した連結法人税に係る附帯税（利子税を除きます。）の減少額として受け取る金額を記載します。	
「納税充当金から支出した事業税等の金額24」	別表五の二(二)付表一の「事業税40」から「43」までの金額の合計額を記載します。	
「法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額25」	<p>連結法人税、法人税、道府県民税及び市町村民税の中間納付額並びにこれらの税の過誤納に係る還付金額について、連結法人がそれを当期利益の額に含めている場合にその金額を記載します。</p> <p>なお、道府県民税利子割額の還付金額も含めて記載します。</p>	利子税相当額の還付金については、その納付した時に損金の額に算入されていますので、この欄で減算することはできません。
「所得税額等及び連結欠損金の繰戻しによる還付金額等26」	<p>次に掲げる還付金額で当期にその還付を受けることが確定したものについて、その額を当期利益の額に含めているといふにかかわらず記載します。この場合に、これらの確定した還付金額を当期利益の額に含めないとときは、「加算」の空欄に「未収の所得税額の還付金」等として「総額①」及び「留保②」に記載し、その後の連結事業年度でこれらの還付金を当期利益の額に含めた場合には、その金額を「減算」の空欄に「未収の所得税額の還付金」等と記載の上、還付金の額を「総額①」及び「留保②」に記載します。</p> <p>(1) 所得税額の還付金額、控除対象外国法人税額の還付金額            (2) 連結欠損金の繰戻しによる還付金額            (3) 国税通則法の規定による附帯税（利子税を除きます。）の還付金額            (4) 地方税法の規定による各種加算金及び延滞金（同法第65条、第72条の45の2又は第327条の規定による納期限の延長を受けた期間に係るものを除きます。）の還付金額            (5) (1)から(4)まで及び「法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額25」に記載されるもの以外の租税で損金の額に算入されないものの還付金額</p>	<p>前期分の申告において所得税額の還付が生じたため、その還付を受けていた場合において、その後前期内の連結法人税につき更正処分があり、その還付を受けた所得税額の全部又は一部に相当する金額の追徴があったときは、その追徴された金額に相当する還付所得税額は、この欄には記載しないでください。</p> <p>この場合、その還付を受けた所得税額が当期利益の額に含まれているときは、その追徴された所得税額に相当する金額は、「減算」の空欄に「追徴された所得税額」等として「総額①」及び「留保②」の欄にそれぞれ記載します。</p>
「非適格合併又は非適格分割型分割による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額42」	<p>(1) 連結親法人事業年度開始日の合併（適格合併を除きます。）により合併法人に資産及び負債の移転をした場合に、資産及び負債の当該移転による譲渡に係る譲渡利益額又は譲渡損失額を被合併法人の合併の日の前日の属する連結事業年度分のこの明細書に記載します。</p> <p>(2) 連結親法人事業年度開始日の分割型分割（適格分割型分割を除きます。）により分割承継法人に資産及び負債の移転をした場合に、資産及び負債の当該移転による譲渡に係る譲渡利益額又は譲渡損失額を分割法人の分割型分割の日の前日の属する連結事業年度分のこの明細書に記載します。</p>	譲渡損失額を記載する場合は、その金額を△印をして記載します。
「個別所得金額又は個別欠損金額46」		「総額①」の金額は、「留保②」の金額に「社外流出③」の本書の金額を加算し、これから「※」の金額を加減算した額と符合することになります。

## 別表五の二（一） 「連結利益積立金額及び連結資本積立金額の計算に関する明細書」

### 1 連結利益積立金額の計算に関する明細書

#### (1) この明細書の用途

この明細書は、法第2条第18号の2（連結利益積立金額）に規定する連結利益積立金額を計算するために使用します。

#### (2) 各欄の記載要領

欄	記載要領	注 意 事 項
「各連結法人の連結個別利益積立金額」の各欄	各連結法人ごとにその法人名及び別表五の二(一)付表「19」の欄の金額をそれぞれ記載します。	
「未納連結法人税(附帯税を除く。)16」	各連結法人の別表五の二(一)付表の「未払連結法人税個別帰属額21」を合計した金額を記載します。	この欄の③及び④には、連結親法人に係る別表五の二(二)付表一の「中間7」の②及び「確定8」の②の金額を移記しないでください。

#### (3) 根拠条文 法2十八の二

### 2 連結資本積立金額の計算に関する明細書

#### (1) この明細書の用途

この明細書は、法第2条第17号の2（連結資本積立金額）に規定する連結資本積立金額を計算するために記載します。

#### (2) 各欄の記載要領

欄	記載要領	注 意 事 項
「各連結法人の連結個別資本積立金額」の各欄	各連結法人ごとにその法人名及び別表五の二(一)付表「29」の欄の金額をそれぞれ記載します。	

#### (3) 根拠条文 法2十七の二

## 別表五の二（一）付表 「連結個別利益積立金額等及び連結個別資本積立金額の計算に関する明細書」

### 1 連結個別利益積立金額の計算に関する明細書

#### (1) この明細書の用途

この明細書は、各連結法人の法第2条第18号の3（連結個別利益積立金額）に規定する連結個別利益積立金額を計算するために使用します。

#### (2) 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「法人名」	連結親法人の法人名を記載するとともに、かつこの中に連結個別利益積立金額の計算を行う連結法人の法人名を記載します。	
「区分」の「 積立金2」以下の空欄	<p>(1) 「利益準備金1」以外の連結個別利益積立金額（税務上の否認金額のうち留保した金額を含みます。）について、その名称を記載します。</p> <p>なお、利益又は剰余金の処分により配当（商法第293条ノ5第1項に規定する金銭の分配（いわゆる中間配当）を含みます。以下同じ。）として社外に支出する金額のうち、その配当の計算の基礎となった期間の末日に連結完全支配関係がある法人に対する配当がある場合には、その配当の額の記載は、次に掲げる期間の区分に応じ、次によります。</p> <p>イ その配当の計算の基礎となった期間の末日の属する連結事業年度又は連結中間事業年度……空欄に「配当金（連結法人分）」と記載し、その配当の額を「当期利益金処分等による増減（減は赤）④」に記載します。</p> <p>ロ その配当をすることが確定した日の属する連結事業年度又は連結中間事業年度……その配当の額を「配当金（連結法人分）」と記載した欄の「減②」に記載します。</p> <p>(2) 連結親法人が、自己の連結個別利益積立金額の計算を行う場合には、次によります。</p> <p>イ 各連結法人の当期に係る連結法人税個別帰属支払額（法第81条の18第1項（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される各連結法人が各連結事業年度の連結所得に対する法人税の負担額として支出すべき金額をいいます。以下同じ。）を受け取ることとなる場合において、空欄に「未収連結法人税個別帰属支払額」と記載し、その受け取ることとなる金額（各連結法人の「未払連結法人税個別帰属額21」の「当期利益金処分等による増減④」の金額（「21」の「増③」に連結法人税の中間納付に係る連結法人税個別帰属支払額の記載がある場合には、その金額を含みます。）のうち連結法人税個別帰属支払額を合計した金額）を「当期利益金処分等による増減④」に△印を付さずに記載します。</p> <p>ロ 各連結法人の当期に係る連結法人税個別帰属受取額（法第81条の18第1項の規定により計算される各連結</p>	<p>(1) 「配当金（連結法人分）」の「減②」に記載する金額は、別表四の二付表「当期利益又は当期欠損の額1」の「留保②」の外書に記載する額と同額となります。</p> <p>(2) 左記(2)イ及びロの「各連結法人」には、連結親法人が含まれます。</p>

欄	記載要領	注意事項
	<p>法人が各連結事業年度の連結所得に対する法人税の減少額として収入すべき金額をいいます。以下同じ。)を支払うこととなる場合において、空欄に「未払連結法人税個別帰属受取額」と記載し、その支払うこととなる金額(各連結法人の「未払連結法人税個別帰属額21」の「当期利益金処分等による増減④」の金額(「21」の「増③」に連結法人税の中間納付に係る連結法人税個別帰属受取額の記載がある場合には、その金額を含みます。)のうち連結法人税個別帰属受取額を合計した金額)を「当期利益金処分等による増減④」に△印をして記載します。</p> <p>ハ 連結親法人の別表五の二(二)付表一の「確定8」の「期末現在未納税額⑥」の本書の金額につき、空欄に「未納連結法人税」と記載し、その金額を「当期利益金処分等による増減④」に△印をして記載します(本書に△印の付された金額がある場合(すなわち、連結法人税の中間分に未納税額がある場合)には、△印を付さずに記載します。)。</p> <p>なお、同付表一の「確定8」の「期末現在未納税額⑥」に外書(△印)の金額がある場合(すなわち、中間納付額の還付金がある場合)には、空欄に「未収還付連結法人税」等と記載の上、「当期利益金処分等による増減④」にその金額(△印は付けません。)を記載します。</p>	
'期首現在連結個別利益積立金額①'	<p>前期分のこの明細書の「差引翌期首現在連結個別利益積立金額⑤」の各欄の金額(更正又は決定があった場合には、その更正又は決定に基づいて調整した後の金額)を移記します。</p> <p>なお、前期が単体法人である連結法人又は当期中に自己を分割法人とする分割型分割(連結親法人事業年度開始の日に行うものを除きます。)を行った連結法人にあっては、前期又は分割型分割の日の前日の属する事業年度(以下「分割前事業年度」といいます。)の別表五(一)の「差引翌期首現在利益積立金額⑤」の各欄の金額(更正又は決定があった場合には、その更正又は決定に基づいて調整した後の金額)をこの明細書の該当する欄に記載します。</p>	<p>この申告が連結中間申告であるときは、この欄だけを記載し、「当期中の増減」、「当期利益金処分等による増減④」及び「差引翌期首現在連結個別利益積立金額⑤」の欄の記載は必要ありません。</p>
'当期中の増減'	<p>原則として、「減②」には別表四の二付表の「減算」の「留保②」の金額を、「増③」には同付表の「加算」の「留保②」の金額を、その内容に応じて記載します。この場合に同付表の「減算」欄に記載した「仮払税金(仮払連結法人税、仮払法人税、仮払道府県民税又は仮払市町村民税)」については「増③」に△印を付けて記載します。</p> <p>なお、次のような場合には、同付表と関係なく次によります。</p> <p>(1) 納税充当金を取り崩して、連結法人税(利子税及び滞税を除きます。)、法人税(利子税及び滞税を除きます。)、道府県民税又は市町村民税の額を納付した場合には、「納税充当金20」の「減②」にその合計額を記載するとともに、連結法人税にあっては「3」から「17」までの空欄のいずれかに「未納連結法人税」と記載した欄の</p>	<p>(1) 別表四の二付表の「加算」の「損金の額に算入した法人税(附帯税を除く。)14」の「留保②」の金額のうち連結法人税(未納のものを除きます。)にあっては△印をして「未納連結法人税」と記載した欄の「減②」に、法人税にあっては「未納法人税22」の「減②」に記載します。また、「損金の額に算入した連結法人税個別帰属額15」の「留</p>

欄	記載要領	注意事項
	<p>「減②」にその金額を△印を付して、その他のものにあっては「未納法人税22」、「未納道府県民税23」又は「未納市町村民税24」の「減②」にこれらの税額をそれぞれ記載します。</p> <p>(2) 当期の中間納付額として納付すべき連結法人税、道府県民税又は市町村民税の額がある場合には、納付の有無に関係なく、別表五の二(二)付表一の「中間7」の「当期発生税額②」の金額を△印を付して「3」から「17」までのいづれかの空欄に「未納連結法人税」と記載した欄の「増③」に、同付表一の「中間13」及び「中間18」の「当期発生税額②」の金額を「未納道府県民税23」及び「未納市町村民税24」の「増③」にそれぞれ記載します。</p> <p>(3) 当期中に支払を受ける利子等（当期末までにその利払期の到来しているものに限ります。）に係る道府県民税利子割額がある場合には、納付の有無に関係なく、別表五の二(二)付表一の「利子割12」の「当期発生税額②」の金額を「未納道府県民税23」の「増③」に記載します。</p> <p>(4) 中間配当積立金を取り崩していわゆる中間配当をした場合には、その積立金の取崩額を「減②」に記載とともに、「繰越損益金18」の「増③」に記載します。 なお、この場合に商法第288条の規定により積み立てた中間配当に係る利益準備金の額は、「利益準備金1」の「増③」に記載します。</p> <p>(5) 適格合併又は適格分割型分割により被合併法人又は分割法人から引継ぎを受けた利益積立金額又は連結個別利益積立金額がある場合には、令第9条第1項又は第2項の規定に準じて計算した金額を「増③」に記載します。</p> <p>(6) 適格分割型分割により分割承継法人に引き継ぐ連結個別利益積立金額がある場合には、令第9条第4項の規定に準じて計算した金額を「減②」に記載します。</p> <p>(7) 減資等により払い戻した連結個別利益積立金額がある場合には、「減②」に記載します。</p> <p>(8) 減価償却資産につき減価償却超過額（法第31条第4項（減価償却資産の償却費の計算及びその方法）に規定する損金の額に算入されなかった金額をいいます。）がある場合において、その減価償却資産につき令第48条第6項第3号（減価償却資産の償却の方法）に規定する評価損が生じたときには、その評価損はまずその減価償却超過額からなるものとして、その評価損の金額と減価償却超過額の金額（その減価償却資産に係る前期から繰り越された減価償却超過額と当期の償却超過額との合計額）とのいづれか少ない金額を、「区分」の欄に「減価償却超過額」と記載した欄の「減②」に記載とともに、その減価償却資産に係る評価損の金額を「減②」に記載した同欄の上段に△印を付して記載します。</p>	<p>保②」の金額（未払のものを除きます。）については「未払連結法人税個別帰属額21」の「減②」に△印を付して、「損金の額に算入した道府県民税（利子割額を除く。）及び市町村民税17」及び「損金の額に算入した道府県民税利子割額18」の「留保②」の金額については「未納道府県民税23」及び「未納市町村民税24」の「減②」にそれぞれ記載します。 なお、連結法人税及び連結法人税個別帰属額の当期発生額を損金の額又は益金の額に算入し、「未払金」又は「未収入金」等により経理した場合には、この明細書の「3」から「17」までの空欄のいづれかに「未払金」又は「未収入金」等と記載の上、その欄の「増③」にその経理した金額を記載します（未収入金に相当する金額は△印を付します。）。</p> <p>(2) 利益処分の方法により経理した準備金の金額で損金の額に算入するものについては、その積立額を「当期利益金処分等による増減④」に記載し、別表四の二付表において「減算」に記載した金額を「当期中の増減」の「増③」に△印を付して記載します。</p> <p>(3) 中間配当又は中間配当に係る利益準備金の積立てのため取り崩した繰越損益金の額は、「繰越損益金18」の「減②」の金額に含まれることになります。</p>
「繰越損益金18」	「期首現在連結個別利益積立金額①」には、前期繰越し利益を黒書し、前期繰越欠損金を△印を付して記載し、	「増③」の金額がある場合には、「①」の金額と「③」

欄	記載要領	注意事項
	同一金額を「減②」に記載することによって「期首現在連結個別利益積立金額①」を0とし、改めてその連結事業年度の利益処分による翌期繰越額を「当期利益金処分等による増減④」に記載します。	の金額との合計額を「②」に記載します。
「未払連結法人税個別帰属額21」	各連結法人の当期に係る連結法人税個別帰属支払額又は連結法人税個別帰属受取額を「当期利益金処分等による増減④」に記載します（連結法人税個別帰属支払額については△印を付して記載します。）。	連結法人税の中間納付に係るものがある場合には、「増③」に記載します。
「未納法人税（附帯税を除く。）22」	所得に対する法人税（リース特別控除取戻税額、連結納税の承認の取消しに係る特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出の額に対する法人税、土地譲渡利益金額に対する法人税及び同族会社の留保金額に対する法人税を含みます。）の本税の額を記載します。	
「未納道府県民税23」及び「未納市町村民税24」の「当期利益金処分等による増減④」	別表五の二(二)付表一の道府県民税又は市町村民税の額の「期末現在未納税額⑥」の「14」及び「19」の本書の金額をそれぞれ記載します。	別表五の二(二)付表一の「期末現在未納税額⑥」の「14」及び「19」に外書（△印）の金額がある場合（すなわち、中間納付額の還付金がある場合）には、「3」から「17」までの空欄に「未収還付道府県民税」等と記載の上、「当期利益金処分等による増減④」にその金額（△印は付けません。）を記載します。

(注) この表は、連結親法人を除き、通常の場合には次の算式により検算ができます（連結親法人にあっては、この明細書に記載する「未収連結法人税個別帰属支払額」（「増③」+「当期利益金処分等による増減④」）から「未払連結法人税個別帰属受取額」（「③」+「④」）を減算した額と「未納連結法人税」（「③」+「④」）との間に差額がある場合には、その差額に相当する金額が検算式と不符合となります。）。

なお、当期中の適格合併若しくは適格分割型分割により被合併法人若しくは分割法人から引継ぎを受けた利益積立金額又は連結個別利益積立金額並びに適格分割型分割により分割承継法人に引き継ぐ連結個別利益積立金額及び減資等により払い戻された連結個別利益積立金額がある場合には、これらの金額が検算式と不符合となります。

$$\begin{aligned}
 & \boxed{\text{差引合計額「25」①}} + \boxed{\text{別表四の二付表留保総計「46」②}} - \\
 & \quad \boxed{\text{中間分、確定分連結法人税個別帰属額・法人税県市民税の合計額}} \\
 = & \boxed{\text{差引翌期首現在連結個別利益積立金額「25」⑤}}
 \end{aligned}$$

### (3) 根拠条文 法2十八の三

## 2 連結子法人の株主等における帳簿価額修正額のうち当該連結子法人に係る金額の計算に関する明細書

### (1) この明細書の用途

この明細書は、各連結子法人の当該連結事業年度末における連結個別利益積立金額のうち、令第9条の2項（連結子法人株式の譲渡等に伴う利益積立金額又は連結個別利益積立金額の増加・減少）に定めるいわゆる投資簿価修正の対象とされていないものを計算するために使用します。

### (2) 各欄の記載要領

欄	記載要領	注意事項
「最終利益積立金額②」	その連結子法人の法第2条第18条の2（定義）に規定する最終利益積立金額を記載します。	
「連結子法人の株主等に」	その連結子法人の株主等である連結法人（当該株主等で	

欄	記載要領	注意事項
「における修正済の帳簿価額修正額」の各欄	あつた連結法人を含みます。)において、その連結子法人の令第9条の2第2項第1号に掲げる金額につき既に同項の規定を受けた金額(適格合併又は適格分割型分割に係る被合併法人又は分割法人から引継ぎを受けたものを含み、適格分割型分割に係る分割承継法人に引継ぎをしたものと除きます。)を記載します。	

(3) 根拠条文 法2十八の二、令9の2

### 3 連結個別資本積立金額の計算に関する明細書

#### (1) この明細書の用途

この明細書は、各連結法人の法第2条第17号の3(連結個別資本積立金額)に規定する連結個別資本積立金額を計算するために使用します。

#### (2) 各欄の記載要領

欄	記載要領	注意事項
「区分」の「27」及び「28」の空欄	「資本準備金26」以外の連結個別資本積立金額について、その名称を記載します。	
「期首現在連結個別資本積立金額①」	<p>前期分のこの明細書の「差引翌期首現在連結個別資本積立金額④」の各欄の金額(更正又は決定があった場合には、その更正又は決定に基づいて調整した後の金額)を移記します。</p> <p>なお、前期が単体法人である連結法人又は当期中に自己を分割法人とする分割型分割(連結親法人事業年度開始の日に行うものを除きます。)を行った連結法人にあっては、前期又は分割前事業年度の別表五(一)の「差引翌期首現在資本積立金額④」の各欄の金額(更正又は決定があった場合には、その更正又は決定に基づいて調整した後の金額)をこの明細書の該当する欄に記載します。</p>	この申告が中間申告であるときは、この欄だけを記載し、「当期中の増減」及び「差引翌期首現在連結個別資本積立金額④」の記載は必要ありません。
「当期中の増減」	<p>(1) 次の①から⑪までの金額を「資本準備金26」から「28」までの各欄の「増③」に記載します。</p> <p>① 株式(適格現物出資により現物出資法人に発行するものを除きます。)の発行価額のうち資本に組み入れなかった金額</p> <p>② 自己の株式を譲渡した場合(合併、分割又は株式交換により新株を発行することに代えて自己が有していた自己の株式を交付した場合を除きます。)における譲渡対価の額(新株予約権の行使により新株を発行することに代えて自己が有していた自己の株式を交付した場合には、当該新株予約権の発行価額に相当する金額を含みます。)から当該自己の株式の当該譲渡の直前の帳簿価額を減算した金額</p> <p>③ 協同組合等及び令第8条各号(協同組合等に準ずる法人)に掲げる法人が新たにその出資者となる者から徴収した加入金の額</p> <p>④ 合併により移転を受けた資産及び負債の純資産価額(注1)から次の金額の合計額を減算した金額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合併により増加した資本の金額又は出資金額(その合併が法人を設立する合併である場合にあっては、当該法人の資本の金額又は出資金額)</li> <li>・ 合併により交付した当該法人の自己株式の合併の直前の帳簿価額(注2)</li> <li>・ 合併により交付した金銭の額と金銭及び合併法人</li> </ul>	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	<p>の株式以外の資産の価額との合計額</p> <p>(注) 1 合併により交付した合併法人の株式、金銭又は当該株式及び金銭以外の資産の合併の時の価額をいいます。</p> <p>ただし、適格合併の場合は、被合併法人の適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度終了の時の(1)の金額から(2)の金額を減算した金額をいいます。</p> <p>(1) 移転資産の帳簿価額（その適格合併に基因して法第2条第18号へ又は第18号の2チ（利益積立金額等）に掲げる金額が生ずる場合には、その金額に相当する金額を含みます。）</p> <p>(2) 移転負債の帳簿価額及び被合併法人から引継ぎを受ける利益積立金額又は連結個別利益積立金額</p> <p>2 当該株式を被合併法人が有していた場合で、当該合併が適格合併に該当しないものであるときは、合併の時の価額に相当する金額とします。</p> <p>⑤ 分割型分割により移転を受けた資産及び負債の純資産価額（注1）から次の金額の合計額を減算した金額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分割型分割により増加した資本の金額又は出資金額（その分割型分割が法人を設立する分割型分割である場合にあっては、当該法人の資本の金額又は出資金額）</li> <li>・ 分割型分割により交付した当該法人の自己株式の分割型分割の直前の帳簿価額（注2）</li> <li>・ 分割型分割により交付した金銭の額と金銭及び分割承継法人の株式以外の資産の価額との合計額</li> </ul> <p>(注) 1 分割型分割により交付した分割承継法人の株式、金銭又は当該株式及び金銭以外の資産の分割型分割の時の価額をいいます。</p> <p>ただし、適格分割型分割の場合は、分割法人の適格分割型分割の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度終了の時の(1)の金額から(2)の金額を減算した金額をいいます。</p> <p>(1) 移転資産の帳簿価額（その適格分割型分割に基因して法第2条第18号へ又は第18号の2チに掲げる金額が生ずる場合には、その金額に相当する金額のうち分割法人が有していた他の連結法人の株式でその適格分割型分割により移転をするものに対応する部分の金額を含みます。）</p> <p>(2) 移転負債の帳簿価額及び分割法人から引継ぎを受ける利益積立金額又は連結個別利益積立金額</p> <p>2 当該株式を分割法人が有していた場合で、当該分割型分割が適格分割型分割に該当しないものであるときは、分割型分割の時の価額に相当する金額とします。</p> <p>⑥ 分社型分割により移転を受けた資産及び負債の純資産価額（注1）から次の金額の合計額を減算した金額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分社型分割により増加した資本の金額又は出資金額（その分社型分割が法人を設立する分社型分割である場合にあっては、当該法人の資本の金額又は出資金額）</li> </ul>	

欄	記載要領	注意事項
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分社型分割により交付した当該法人の自己株式の分社型分割の直前の帳簿価額（注2）</li> <li>・ 分社型分割により交付した金銭の額と金銭及び分割承継法人の株式以外の資産の価額との合計額</li> </ul> <p>(注) 1 分社型分割により交付した分割承継法人の株式その他の資産の分社型分割の時の価額をいいます。 ただし、適格分社型分割の場合は、分割法人の適格分社型分割の直前の移転資産の帳簿価額から移転負債の帳簿価額を減算した金額をいいます。</p> <p>2 当該株式を分割法人が有していた場合で、当該分社型分割が適格分社型分割に該当しないものであるときは、分社型分割の時の価額に相当する金額とします。</p> <p>⑦ 適格現物出資により移転を受けた資産の現物出資法人の当該移転の直前の帳簿価額(注)から適格現物出資により増加した資本の金額（その現物出資が新設現物出資である場合にあっては、その設立の時における資本の金額）を減算した金額</p> <p>(注) 当該資産と併せて負債の移転を受けた場合にあつては、現物出資法人の移転直前の資産の帳簿価額から負債の帳簿価額を減算した金額となります。</p> <p>⑧ 適格事後設立により資産の移転を受け、又はこれと併せて負債の移転を受けた場合における帳簿価額修正益に相当する金額</p> <p>⑨ 株式交換又は株式移転による完全親会社の完全子会社株式の受入価額からその株式交換により増加した資本の金額その他の令第8条の2第6項（合併による交付資産等）に規定する金額又は株式移転により設立された完全親会社の資本の金額その他の令第8条の2第7項に規定する金額の合計額を減算した金額</p> <p>⑩ 資本又は出資の減少（株式を消却したもの及び金銭その他の資産を交付したものを除きます。）により減少した資本の金額又は出資金額に相当する金額</p> <p>⑪ 資産再評価法又は旧企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の規定により再評価積立金又は商法第288条ノ2第1項（有限会社法第46条において準用する場合を含みます。）の資本準備金として積み立て、又はこれに組み入れた金額</p> <p>⑫ 財団である医療法人又は社団である医療法人で持分の定めがないものが、その設立について贈与又は遺贈を受けた金銭の額又は金銭以外の資産の価額（相続税法第66条第4項の規定によりこれらの資産につき贈与税又は相続税を納付する場合には、その贈与税又は相続税の額に相当する金額を控除した金額）</p> <p>(2) 次の①から⑩までの金額を△印を付して「資本準備金26」から「28」までの各欄の「増③」欄に記載します。</p> <p>① 商法第293条ノ2又は第293条ノ3の規定により資本に組み入れた利益の額又は準備金の額に相当する金額</p> <p>② 組織の変更により増加した資本の金額又は出資金額に相当する金額</p> <p>③ 分割法人の分割型分割（適格分割型分割を除きます。）の日の前日の属する連結事業年度終了の時（③において「期末時」といいます。）の分割資本等金額（当該分割法人の期末時の連結個別資本等の金額を基礎と</p>	

欄	記載要領	注意事項
	<p>して令第8条の2第8項の規定に準じて計算をした金額)から分割型分割により減少した資本の金額又は出資金額を減算した金額</p> <p>④ 分割法人が適格分割型分割により分割承継法人に移転する資産の適格分割型分割の日の前日の属する連結事業年度終了の時(④において「期末時」といいます。)の帳簿価額(その適格分割型分割に基固して法第18号の2チに掲げる金額が生ずる場合には、その金額に相当する金額のうち分割法人が有していた他の連結法人の株式でその適格分割型分割により移転をするものに對応する部分の金額を含みます。)から移転をする負債の当該期末時の帳簿価額、分割承継法人に引き継ぐ連結個別利益積立金額及び当該適格分割型分割により減少した資本の金額又は出資金額を減算した金額</p> <p>⑤ 適格事後設立により資産の移転を受け、又はこれと併せて負債の移転を受けた場合における帳簿価額修正損に相当する金額</p> <p>⑥ 減資等の直前の連結個別資本等の金額を基礎として令第8条の2第9項の規定に準じて計算をした金額(⑥において「連結減資資本等金額」といいます。)から減資等により減少した資本の金額又は出資金額を減算した金額(連結減資資本等金額が当該減資等により交付した金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額を超える場合には、その超える部分の金額を減算した金額)</p> <p>⑦ 株式の消却(取得した株式について行うものを除きます。)の直前の連結個別資本等の金額を直前の発行済株式又は出資の総数で除して計算した金額に当該消却に係る株式の数を乗じて計算した金額(⑦において「連結消却資本等金額」といいます。)から当該消却により減少した資本の金額又は出資金額を減算した金額(連結消却資本等金額が消却により交付した金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額を超える場合には、その超える部分の金額を減算した金額)</p> <p>⑧ 株式の消却(取得した株式について行うものに限ります。)の直前の株式の帳簿価額を直前の株式の数で除し、これに当該消却に係る株式の数を乗じて計算した金額から消却により減少した資本の金額又は出資金額を減算した金額</p> <p>⑨ 社員の退社又は脱退の直前の連結個別資本等の金額を直前の出資総口数で除して計算した金額に当該退社又は脱退をした社員の出資口数を乗じて計算した金額(⑨において「連結退社資本等金額」といいます。)から当該退社又は脱退により減少した出資金額を減算した金額(連結退社資本等金額が退社又は脱退による持分の払戻しとして交付した金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額を超える場合には、その超える部分の金額を減算した金額)</p> <p>⑩ 法第61条の2第4項(《合併及び分割型分割による株式割当等がない場合の譲渡利益額又は譲渡損失額の計算》の規定に準じて、株式割当等を受けたものとみなされる自己の株式の帳簿価額に相当する金額</p>	

(3) 根拠条文 法2十七の三

## 別表五の二（二） 「連結法人の租税公課の納付状況等に関する明細書」

### 1 この明細書の用途

この明細書は、連結利益積立金額の計算上控除する連結法人税等の税額の発生及び納付の状況並びに納税充当金の積立て又は取崩しの状況を明らかにするために使用します。

### 2 各欄の記載要領

欄	記載要領	注意事項
「連結法人税」の各欄	連結親法人の別表五の二(二)付表一の「法人税」に記載された金額のうち連結法人税の額について連結事業年度別に該当する欄に記載します。	
「法人税」の各欄	連結親法人の別表五の二(二)付表一の「法人税」に記載された金額のうち法人税額及び各連結法人（連結親法人を除きます。）の同付表一の「法人税」に記載された法人税額を事業年度別に該当する欄ごとに合計して記載します。	
「道府県民税」、「市町村民税」及び「事業税」の各欄	各連結法人の別表五の二(二)付表一の「道府県民税」、「市町村民税」及び「事業税」に記載された金額を事業年度別に該当する欄ごとに合計して記載します。	
「その他」の各欄	各連結法人の別表五の二(二)付表一の「その他」に記載された金額を該当する欄ごとに合計して記載します。	
「納税充当金の計算」の各欄	各連結法人の別表五の二(二)付表一の「期首納税充当金35」の金額を合計して記載します。	
「37」から「49」までの各欄	各連結法人の別表五の二(二)付表一の「36」から「48」までの各欄に記載された金額をこの明細書の「37」から「49」までの該当する欄ごとに合計して記載します。	「38」及び「44」は金額の合計のみの記載で差し支えありません。

**別表五の二（二）付表一 「各連結法人の連結法人税個別帰属額の発生状況等  
及び租税公課の納付状況等に関する明細書」**

**1 各連結法人の連結法人税個別帰属額の発生状況等の明細**

(1) この明細書の用途

この明細書は、各連結法人の連結個別利益積立金額の計算上控除する連結法人税個別帰属額又は附帯税の負担額の発生及び決済の状況を明らかにするために使用します。

(2) 各欄の記載要領

欄	記載要領	注意事項
「法人名」	連結親法人の法人名を記載するとともに、かつこの中に連結法人税個別帰属額の発生状況等を記載する連結法人の法人名を記載します。	
「期首現在未決済額①」	前期分のこの明細書の「期末現在未決済額⑤」の金額を連結事業年度別に記載します。	
「当期発生額②」の「当期分3」	当期の連結法人税個別帰属支払額(当期の連結法人税の負担額として支出すべき金額として法第81条の18第1項の規定により計算される金額をいいます。以下同じ。)又は連結法人税個別帰属受取額(当期の連結法人税の減少額として収入すべき金額として同項の規定により計算される金額をいいます。以下同じ。)を記載します。 なお、当期において附帯税(利子税を除きます。)を納付することとなった場合には、その納付する金額のうちこの明細書に記載する連結法人に帰せられる部分の金額を外書として記載します。	連結法人税個別帰属受取額については△印をして記載します。
「当期中の決済額」の各欄	「期首現在未決済額①」又は「当期発生額②」の金額のうち当期中に決済された金額をその額が発生した連結事業年度別にそれぞれ記載します。 なお、当期中に自己を分割法人とする分割型分割(連結親法人事業年度開始の日に行うものを除きます。)を行った連結法人にあっては、その分割型分割の日の前日の属する事業年度(以下「分割前事業年度」といいます。)において決済をした金額を含めて記載します。	

**2 各連結法人の租税公課の納付状況等の明細**

(1) この明細書の用途

この明細書は、各連結法人の連結個別利益積立金額の計算上控除する租税公課の発生及び納付の状況並びに納税充当金の積立て又は取崩しの状況を明らかにするために使用します。

(2) 各欄の記載要領

欄	記載要領	注意事項
「法人税」の各欄	各欄共通 連結親法人にあっては、連結法人税及び法人税について、連結子法人にあっては、法人税について記載します。 この場合、各欄には、連結法人税の基本税額(別表一の二(一)の「差引連結所得に対する法人税額13」に相当する金額)又は法人税の基本税額(別表一(一)の「差引所得に対する法人税額13」に相当する金額)を記載し、連結法人税又は法人税に係る利子税、延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額についてはこの欄には記載しないで、「その他」の「利子税25」、「加算税及び加算金29」	この欄に記載することとなる法人税は、連結法人が自己を分割法人とする分割型分割(連結親法人事業年度開始の日に行うものを除きます。)を行った場合に生じる法人税、連結納税開始前又は連結グループ加入前の単体申告に

欄	記載要領	注意事項
「法人税」の各欄	及び「延滞税30」の該当欄に記載します。	係る法人税のほか、連結子法人が他の連結グループの連結親法人であった期間に生じた連結法人税となります。
	「期首現在未納税額①」の「5」と「6」 「5」及び「6」には、前期分のこの明細書の「期末現在未納税額⑥」の金額（前期が単体法人である連結法人又は当期中に自己を分割法人とする分割型分割（連結親法人事業年度開始の日に行うものを除きます。）を行った連結法人にあっては、前期又は分割前事業年度の別表五(二)の「期末現在未納税額⑥」の金額）を記載します。 なお、連結親法人の直前期分に係る「期首現在未納税額①」は、直前期分のこの明細書の「期末現在未納税額⑥」の「中間7」の金額と「確定8」の金額との合計額を記載します。	(1) 前期分の申告後に既往年度について更正等があった場合には、更正等の後の連結法人税の額又は法人税額を基礎として記載します。 (2) 連結法人の直前期分が単体申告の場合には、直前期分に係る「期首現在未納税額①」は、直前期分の別表五(二)の「⑥」の「中間3」の金額と「確定4」の金額との合計額を記載します。
	「当期発生税額②」の「中間7」及び「確定8」 (1) 「中間7」には、別表一の二(一)の「連結中間申告分の法人税額14」の金額を記載します。 (2) 「確定8」には、別表一の二(一)の「差引確定法人税額15」の金額を記載します。	中間分の連結法人税の額が確定分の連結法人税の額を超える場合には、「確定8」には、その超える金額を△印を付して記載します。
	「当期中の納付税額」の各欄 (1) 連結親法人にあっては「期首現在未納税額①」又は「当期発生税額②」に記載した連結法人税の額又は法人税額を、連結子法人にあっては「期首現在未納税額①」に記載した法人税額を当期中に納付した場合に、その納付税額を納税充当金を取り崩して納付したか、仮払金として納付したか、又は損金経理により納付したかにより、それぞれ該当欄に区分して記載します。この場合に、過誤納があるときは、各欄にそれぞれ外書きしてください。 この外書の金額は、「期末現在未納税額⑥」に移記する必要はありません。 (2) 納税充当金（「納税充当金の計算」に記載されている納税充当金をいいます。）以外の連結個別利益積立金額を取り崩して連結法人税又は法人税の納付に充てた場合には「充当金取崩しによる納付③」に、過誤納金等による充当があった場合に何らの経理もしていないときは「損金経理による納付⑤」に含めて記載します。この場合には、別表四の二付表の「加算」欄において加算するとともに、「減算」欄で同額を減算します。	外書の金額は、法人の確定した決算において未収金又は仮払金として計上していない場合には、別表五の二(一)付表の空欄に「未収過誤納金」等と記載の上、その合計額を「増③」に記載します。 この場合「⑤」の外書の金額は、別表四の二付表の「加算」の空欄にも記載することとなります。
	「期末現在未納税額⑥」 「確定8」に記載することとなる連結法人税の額がマイナスになる場合にあってはその金額は外書き（△印を付けます。）します。ただし、「中間7」に未納税額の記載がある場合にあってはその未納税額に相当する金額に達するまでの金額は本書きし（△印を付けます。）、「確定8」の「当期発生税額②」の金額と書きした金額との差額を外書き（△印を付けます。）します。	

欄	記載要領	注意事項
「計9」	「当期中の納付税額」の各欄の金額のうち連結法人税の額を合計した金額は、連結親法人の別表五の二(一)付表の「3」から「17」までの空欄のいずれかに記載した「未納連結法人税」の「減②」の金額と符合し、連結法人税を除いた金額を合計した金額は、各連結法人の同付表の「未納法人税22」の「減②」の金額と符合することになります。	
各欄共通	原則として「法人税」の各欄の記載に準じます。	基本税額(均等割額を含みます。)及び道府県民税利子割額のみについて記載し、加算金及び延滞金についてはこの欄には記載しません。
「道府県民税」の各欄	「期首現在未納税額①」の「10」及び「11」 「10」及び「11」には、前期分のこの明細書の「期末現在未納税額⑥」の金額(前期が単体法人である連結法人又は当期中に自己を分割法人とする分割型分割(連結親法人事業年度開始の日に行うものを除きます。)を行った連結法人にあっては、前期又は分割前事業年度の別表五(二)の「期末現在未納税額⑥」の金額)を記載しますが、その金額が、支店等の税率が異なっていることなどにより標準税率を基として算出されたものであるときは、当期において申告等により具体的に確定した金額を記載します。	
「当期発生税額②」の「利子割12」、「中間13」及び「確定14」	(1) 「利子割12」には、当期中に支払を受ける利子等(当期末までに、その利払期の到来しているものに限ります。)に係る道府県民税利子割額を記載します。 (2) 「中間13」及び「確定14」には、当期の連結法人税個別帰属額を基礎として地方税法の規定により算出した道府県民税額を記載します。ただし、支店等が他の都道府県にある場合には、標準税率により算出した税額を記載しても差し支えありません。	
「市町村民税」の各欄	「法人税」及び「道府県民税」の各欄の記載に準じて記載します。	
「21」から「23」までの各欄	「道府県民税」の「10」、「11」及び「13」の記載に準じて記載します。この場合、前期の確定分の税額は「22」の「当期発生税額②」に記載します。	「当期中の納付税額」の各欄に記載した金額のうち前連結事業年度又は前事業年度までに既に損金の額に算入された事業税の額がある場合には、その既に損金の額に算入された事業税の額に相当する金額については、別表四の二付表の「加算」の空欄に「事業税認定損」等として「総額①」及び「留保②」に記載します。
「仮払経理による納付④」	別表四の二付表の「減算」の空欄に「仮払事業税認定損」等として「総額①」及び「留保②」に記載します。	
「損金経理による納付⑤」	未払金として経理した金額を含めて記載します。	当期分の事業税は、当期の損金の額に算入されませんから、別表四の二付表で加算することになります。

欄	記載要領	注意事項
「その他」の各欄	<p>「当期中の納付税額」</p> <p>「法人税」の「当期中の納付税額」の各欄の記載に準じて記載します。</p> <p>なお、「25」以下の各欄の「損金経理による納付⑤」には、未払金として経理した金額を含めて記載します。したがって、この経理をした金額は、その後は期首及び期末の未納税額に記載しません。</p>	
	<p>「延滞金（延納に係るもの）26」</p> <p>地方税法第65条、第72条の45の2及び第327条の規定による納期限の延長を受けた期間に係る延滞金について記載し、その他の期間に係る延滞金については「損金不算入のもの」の「延滞金（延納分を除く。）31」に記載します。</p>	
	<p>「期首納税充当金35」</p> <p>各連結法人の前期のこの明細書の「期末納税充当金48」（前期が単体法人である連結法人又は当期中に自己を分割法人とする分割型分割（連結親法人事業年度開始の日に行うものを除きます。）を行った連結法人にあっては、前期又は分割前事業年度の別表五(二)の「期末納税充当金44」）を記載します。</p>	
「納税充当金の計算」の各欄	<p>「37」</p> <p>当期において連結個別利益積立金額を取り崩して納税充当金へ繰り入れた金額（連結個別利益積立金額を取り崩して税金等の納付に充てたものを含みます。）、還付を受けた法人税等の金額で納税充当金へ繰り入れた金額等各連結法人が利益処分又は損金経理により繰り入れた金額以外の繰入額を記載します。</p> <p>なお、空欄には、例えば「別途積立金」又は「還付法人税等」と記載します。</p>	<p>「37」に記載した金額が例えば、連結個別利益積立金額を取り崩したものである場合又は前期以前において生じた還付金を当期に納税充当金として受け入れた場合には、別表五の二(一)付表の「納税充当金20」の「増③」に記載するとともに、該当欄の「減②」に同額を記載し、別表四の二付表には関係させません。</p>
	<p>「損金算入のもの41」</p> <p>「利子税25」から「28」までの「充当金取崩しによる納付③」の金額の合計額を記載します。</p>	
	<p>「損金不算入のもの42」</p> <p>「加算税及び加算金29」から「34」までの「充当金取崩しによる納付③」の金額の合計額を記載します。</p>	
	<p>「43」</p> <p>納税充当金の取崩額のうち「法人税額等39」から「損金不算入のもの42」まで及び「仮払税金消却44」以外により取り崩した金額を記載します。</p>	
	<p>「仮払税金消却44」</p> <p>前期以前に納付した税金を仮払金等として経理している金額について当期において納税充当金を取り崩して消却した金額を記載します。</p>	<p>この場合には、別表五の二(一)付表において、前期から繰り越された「仮払税金」の「減②」にその消却した金額を△印を付して記載するとともに、「納税充当金20」の「減②」に記載します。</p>

**別表五の二（二）付表二 「連結親法人の連結法人税個別帰属額の受払いに関する明細書」**

**1 この明細書の用途**

この明細書は、納税義務者としての連結親法人が、連結グループの一員としての連結親法人及び連結子法人と受払いをすべき連結法人税個別帰属額又は附帯税の負担額に係る未収入金又は未払金の状況等を明らかにするために使用します。

**2 各欄の記載要領**

欄	記載要領	注意事項
「連結親法人の計上科目」の「未収入金」と「未払金」	納税義務者としての連結親法人が連結グループの一員としての連結親法人又は連結子法人から受け取るべき連結法人税個別帰属額がある場合にその金額（連結法人の連結法人税個別帰属支払額）を「未収入金」に、連結親法人又は連結子法人に支払うべき連結法人税個別帰属額がある場合にその金額（連結法人の連結法人税個別帰属受取額）を「未払金」に記載します。	受払いすべき附帯税の負担額については、その金額を外書として記載します。
「連結親法人」の各欄 「期首現在未決済額①」	連結親法人の別表五の二(二)付表一の「I 各連結法人の連結法人税個別帰属額の発生状況等の明細」の「期首現在未決済額①」に記載された金額のうち連結法人税個別帰属支払額を「未収入金」の欄に、連結法人税個別帰属受取額を「未払金」の欄に記載します。	
「当期発生額②」	連結親法人の別表五の二(二)付表一の「I 各連結法人の連結法人税個別帰属額の発生状況等の明細」の「当期発生額②」に記載された金額のうち連結法人税個別帰属支払額を「未収入金」の欄に、連結法人税個別帰属受取額を「未払金」の欄に記載します。	
「連結親法人が連結法人税個別帰属額を受払いすべき連結法人の名称」の空欄	連結親法人が連結法人税個別帰属額を受払いすべき連結子法人の名称を記載するとともに、この欄の「期首現在未決済額①」及び「当期発生額②」については、「連結親法人」の各欄の記載要領に準じて記載します。	
「未収入金計」の「期末現在未決済額④」		この欄に記載した金額と連結親法人の別表五の二(一)付表の「未収連結法人税個別帰属支払額」の「差引翌期首現在連結個別利益積立金額⑤」の金額とは一致します。
「未払金計」の「期末現在未決済額④」		この欄に記載した金額に△印を付した金額と連結親法人の別表五の二(一)付表の「未払連結法人税個別帰属受取額」の「差引翌期首現在連結個別利益積立金額⑤」の金額とは一致します。

## 別表六の二（一）「連結事業年度における所得税額の控除に関する明細書」

### 1 この明細書の用途

この明細書は、連結法人が当期中に支払を受ける利子及び配当等並びに償還差益について課された所得税の額について、法第81条の14第1項（連結事業年度における所得税額の控除）の規定により当期の連結所得に対する法人税の額からその所得税の額の控除を受ける場合に使用します。

### 2 記載の手順

この明細書は、まず、中段の「公社債の利子等、利益の配当及び剩余金の分配又は投資信託及び特定目的信託の収益の分配に係る控除を受ける所得税額の計算」及び「その他に係る控除を受ける所得税額の明細」の各欄（「7」から「21」まで）を記載し、次に上段の各欄（「1」から「6」まで）を記載します。

下段の「個別帰属額の計算」の各欄には、令第155条の44（連結法人税額から控除する所得税額の個別帰属額の計算）の規定により各連結法人に帰せられる金額について、各連結法人ごとに別葉に記載します。

### 3 各欄の記載要領

欄	記載要領	注意事項
「法人名」	連結親法人の法人名を記載するとともに、かつこの中に「個別帰属額の計算」の「連結法人名」欄に記載した連結法人の法人名を記載します。	
「公社債の利子等2」	公債又は社債の利子のほか、割引債に係る償還差益がある場合には、その償還差益を含めて記載します。	
「投資信託及び特定目的信託の収益の分配4」	証券投資信託の収益の分配の額のうち、措置法第68条の103に規定する特定株式投資信託の収益の分配の額がある場合には、その額を上段に内書として記載します。	
「その他5」	所得税法第174条第3号から第10号までに規定する給付補てん金、利息、利益、差益、利益の分配及び賞金の支払を受けた場合並びに懸賞金等の額及びみなし配当等の額がある場合に、それらの金額を記載します。 なお、内書には、所得税法第174条第3号から第8号までに規定する給付補てん金、利息、利益又は差益の額及びみなし配当の額並びに懸賞金付預貯金等の懸賞金等の額を記載します。	この内訳は、下欄の「その他に係る控除を受ける所得税額の明細」に記載します。
「収入金額①」	当期中に支払を受ける金額（所得税込みの金額をいい、利子等については、当期末までにその利払期の到来しているものに限ります。）を記載し、「①について課される所得税額②」には、その支払を受ける金額について課される所得税の額を記載します。	
「②のうち控除を受ける所得税額③」の各欄	(1) 「預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配1」及び「その他5」には、「①について課される所得税額②」の金額をそのまま記載します。 (2) 「公社債の利子等2」、「利益の配当及び剩余金の分配（みなし配当等を除く。）3」及び「投資信託及び特定目的信託の収益の分配4」には、利子配当等の計算期間のうち元本を所有していた期間（以下「元本の所有期間」といいます。）に対応する部分の額のそれぞれの合計額を、「公社債の利子等、利益の配当及び剩余金の分配又は投資信託及び特定目的信託の収益の分配に係る控除を受ける所得税額の計算」の「個別法による場合」又は「銘柄別簡便法による場合」のいずれかの方法により計算して記載します。	

欄	記載要領	注意事項
「公社債の利子等、利益の配当及び剩余金の分配又は投資信託及び特定目的信託の収益の分配に係る控除を受ける所得税額の計算」の各欄	元本の所有期間に対応する部分の額の計算について、令第155条の26第2項（種類、銘柄及び元本の所有期間の異なるものごとに、個別に計算する方法）の規定の適用を受ける場合には「個別法による場合」の各欄を、同条第3項（元本の増加分について所得税額の2分の1を控除する簡便計算法）の規定の適用を受ける場合には「銘柄別簡便法による場合」の各欄を、それぞれ記載します。	銘柄別簡便法による場合には、①公社債、②株式及び出資又は③投資信託及び特定目的信託の受益証券の3グループに区分し、さらにその元本をその利子配当等の計算の基礎となった期間が1年を超えるものと1年以下のものとに区分し、その区分に属する元本のすべてについて、その銘柄ごとに、簡便計算法を適用することになります。 なお、国内追加型投資信託とそれ以外の投資信託は別のグループに区分することができます。
「利子配当等の計算期間9」及び「(9)のうち元本所有期間10」	月数は、暦に従って計算し、1月末満の端数は切り上げます。 なお、設定により取得した国内追加型投資信託については、この欄の記載を省略し、「所有期間割合11」欄に、「1.000」と記載して控除を受ける所得税額を計算してください。	定款において中間配当の基準日を定めている法人から受ける中間配当の計算期間は、その中間配当に係る事業年度開始の日から基準日までの期間により、その法人から受ける決算配当の計算期間は、中間配当支払の有無にかかわらず、その基準日の翌日から当該事業年度終了の日までの期間によります。
「各連結法人の利子配当等の計算期末の所有元本数等の合計15」及び「各連結法人の利子配当等の計算期首の所有元本数等の合計16」	公社債については所有元本の額面金額により、その他のものについては所有元本の数により記載します。	
「 $\frac{(15)-(16)}{2\text{又は}12}17$ 」	次の場合に応じ、次により記載します。 (1) 利子配当等の計算期間が1年以下であるものの元本の場合…… $\frac{(15)-(16)}{2\text{又は}12}$ (2) 利子配当等の計算期間が1年を超えるものの元本の場合…… $\frac{(15)-(16)}{2\text{又は}12}$	
「その他に係る控除を受ける所得税額の明細」の各欄	「その他5」に記載した給付補てん金等についてその内訳を記載します。この場合、「控除を受ける所得税額21」は、その収入金額について源泉徴収された所得税の額を記載し、また、「参考」には、賞金、給付補てん金、利息、利益、差益、利益の分配、懸賞金付預貯金等の懸賞金等、みなし配当等の別、源泉徴収された所得税額を証明する書類の有無、その他控除税額の計算について参考となるような事項を記載します。	この欄に記載しきれないときは、その明細をこの内訳の様式により別紙に記載して添付してください。

欄	記載要領	注意事項
「個別帰属額の計算」の各欄	当期の連結所得に対する法人税の額から控除される所得税の額のうち、各連結法人に帰せられる金額について、各連結法人ごとに記載します。この場合、「利子配当等以外に係る控除を受ける所得税額のうち当該連結法人に帰せられる所得税額②」は、「預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配①」の「②のうち控除を受ける所得税額③」及び「その他⑤」の「②のうち控除を受ける所得税額③」の各欄の金額のうち、各連結法人に帰せられる金額を銘柄等ごとに記載します。	この欄に記載しきれないときは、その明細をこの内訳の様式により別紙に記載して添付してください。

(注) 道府県民税利子割額は、この表には記載しません。

4 根拠条文 法81の14、令155の26、155の44、措置法41の9④、41の12④、措置法令26の10③、26の11、措置法規則19の4②

## 別表六の二(二) 「連結事業年度における外国税額の控除に関する明細書」

### 1 この明細書の用途

この明細書は、法第81条の15(『連結事業年度における外国税額の控除』)又は措置法第68条の91(『特定外国子会社等に係る外国税額の控除』)の規定の適用を受ける場合に使用します。

### 2 記載の手順

- (1) この明細書を記載する場合には、その記載に先立って各連結法人ごとに別表六の二(二)付表の右欄の「当期の個別国外所得の金額の計算」のうち「国外の当期利益又は当期欠損の額15」並びに「加算」及び「減算」の各欄(「小計」)の各欄及び「交際費等の損金不算入額の個別帰属額17」並びに寄附金の損金不算入額の個別帰属額など連結グループで損金不算入額の計算を行うものを除きます。)の記載をする必要があります。
- (2) この明細書の記載の順序は、次の①から④の順に記載します。
  - ① 「当期の連結国外所得金額の計算」の各欄については、各連結法人の別表六の二(二)付表の右欄「当期の個別国外所得の金額の計算」の各欄((1)に掲げる各欄)の金額の合計額をそれぞれ該当する欄に記載します。
  - ② 「交際費等の損金不算入額18」を記載し、また、寄附金の損金不算入額の個別帰属額など連結グループで損金不算入額の計算を行うものについて区分及び金額を記載します(これらの金額につき各連結法人に帰属する金額を各連結法人の別表六の二(二)付表の右欄の「当期の個別国外所得の金額の計算」の各欄に記載します。)。
  - ③ 「当期の連結法人税額1」から「連結控除限度額14」までの各欄を記載します(この「連結控除限度額14」の金額を各連結法人の別表六の二(二)付表の「当期の連結控除限度額2」に記載します。)。
  - ④ 「当期に控除できる金額15」に各連結法人の別表六の二(二)付表の「計13」の金額の合計額を記載します。

### 3 添付書類

この明細書には、個別控除対象外国法人税額を課されたことを証する書類その他規則第37条の6各号(『外国税額控除を受けるための書類』)に定める書類又は租税条約実施特例法施行省令第10条第1項(『みなし外国税額の控除の申告手続』)に定めるみなし外国税額控除の適用を受けることができる旨を証する書類を添付します。

この場合、その添付に当たっては、できるだけ次の法人に係るものはそれぞれ次によることとしてください。

- (1) 連結親法人……連結確定申告書に添付する当該連結親法人の個別帰属額に関する明細書に添付します。
- (2) 連結子法人……当該連結子法人が本店等所在地の税務署長に提出する個別帰属額等の届出書に添付します。

なお、連結確定申告書のこの明細書の下部余白には、これらの書類を個別帰属額等の届出書に添付した旨を記載してください。

### 4 各欄の記載要領

欄	記載要領	注意事項
「連結国外所得金額の限度額の計算」のうち 「 $(5) \times \frac{\text{各連結法人の国外使用人の総数(人)}}{\text{各連結法人の使用人の総数(人)}} \quad 8$ 」	算式の分母分子の(人)の空欄には、各連結法人の使用人の総数及び各連結法人の国外使用人の総数をそれぞれ記載します。	使用者兼務役員は分母分子の使用人に含まれません。 いわゆる駐在員事務所等で国外事業所等に該当しない施設に就労する使用者は、分子の国外使用人に含まれません。
「限度額の計算の特例の適用がある場合」の各欄	令第155条の29(『連結控除限度額の計算の特例』)の規定を受ける場合(「各連結法人が納付した個別控除対象外国法人税額の合計額9」の金額が「計5」の金額の100分の50を超える場合)に記載します。	

欄	記載要領	注意事項
「当期の連結国外所得金額の計算」のうち「各連結法人の国外の当期利益又は当期欠損の額の合計額16」並びに「加算」及び「減算」の各欄（「小計」の各欄及び「交際費等の損金不算入額18」を除きます。）	各連結法人ごとに記載した別表六の二(二)付表の該当する各欄を集計し、その集計した金額を記載します。	寄附金の損金不算入額など連結法人ごとではなく連結グループで損金不算入額の算出を行うものについては、「交際費等の損金不算入額18」の記載欄を参考にしてください。
「交際費等の損金不算入額18」	別表十五の二の「損金不算入額4」の金額に同表の「支出交際費等の額の合計額1」のうちに各連結法人の国外業務に係る交際費等の額の合計額の占める割合を乗じて計算した金額を記載します。	

5 根拠条文 法81の15、令155の27～155の41、規則37の5～37の7

## 別表六の二(二)付表 「各連結法人の外国税額の控除に関する明細書」

### 1 この明細書の用途

この明細書は、法第81条の15(連結事業年度における外国税額の控除)又は措置法第68条の91(特定外国子会社等に係る外国税額の控除)の規定の適用を受ける場合に各連結法人ごとに使用します。

### 2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「法人名」	連結親法人の法人名を記載するとともに、かつこの中に外国税額の控除の規定を適用する連結法人の法人名を記載します。	
「当期の個別控除対象外国法人税額1」及び「納付した個別控除対象外国法人税額16」の各欄	その連結法人に係る別表六(二の二)の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額26」及び「納付した控除対象外国法人税額計又は個別控除対象外国法人税額計10」の金額を記載します。	「納付した個別控除対象外国法人税額16」の各欄にはみなし納付分は含まれません。
「法第81条の15第2項により控除できる金額11」及び「法第81条の15第3項により控除できる金額12」	その連結法人に係る別表六(二)の「29の②」及び「33の②」の金額を記載します。	
「国外の当期利益又は当期欠損の額15」	その連結法人が、当期の個別所得金額のうち国外の利益又は欠損の額として計算した金額を記載します。	法第81条の15第8項(「国外子会社から受ける配当等に係る外国法人税額の控除」)に規定する配当等の額は、その受ける日の属する連結事業年度の連結国外所得の金額に含めます。
「当期の個別国外所得の金額の計算」の「加算」及び「減算」の各欄(「小計」の各欄及び「交際費等の損金不算入額の個別帰属額17」を除きます。)	(1) 措置法第68条の90第1項(「連結法人に係る特定外国子会社等の留保金額の益金算入」)の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、「加算」の空欄に「特定外国子会社等の課税留保金額」等と記載するとともにその金額を「国外所得対応分①」に記載します。 (2) 措置法第68条の92第1項(「特定外国子会社等に係る課税済配当等の額の計算」)の規定により損金の額に算入された金額がある場合には、「減算」の空欄に「損金の額に算入された課税済留保金額」等と記載するとともにその金額を「国外所得対応分①」に記載します。 (3) 当期の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入された金額のうち、共通費用の額(販売費、一般管理費その他の費用で国内源泉所得を生ずべき業務と国外源泉所得を生ずべき業務との双方に関連して生じたものの額)がある場合は、収入金額、資産の価額、使用人の数その他の基準のうち当該連結法人の行う業務の内容及び費用の性質に照らして合理的と認められる基準により算出した国外源泉所得に係る部分の金額を「減算」の空欄に「共通費用」等と記載するとともにその金額を「国外所得対応分①」に記載します。	(1) 左記(1)又は(2)に係る特定外国子会社等の本店又は主たる事務所の所在する国又は地域が、その特定外国子会社等の所得に対して外国法人税を課さない国又は地域である場合は、①の金額を②に移記します。 (2) 寄附金の損金不算入額など連結法人ごとではなく連結グループで損金不算入額の計算を行うものについては、「交際費等の損金不算入額の個別帰属額17」の記載欄を参考してください。

欄	記載要領	注意事項
「①のうち非課税所得分 ②」の各欄	<p>令第155条の28第3項に規定する外国法人税が課されない国外源泉所得（次の国外源泉所得の区分に応じそれぞれ次の要件を満たすものをいいます。）に係る所得の金額がある場合に記載します。</p> <p>(1) 連結法人の国外事業所等を通じて行う事業に帰せられる国外源泉所得……当該国外所得を生じた国又は地域及び当該国外事業所等の所在する国又は地域が外国法人税を課さないこととしていること。</p> <p>(2) 外国税額の間接控除の対象となる外国子会社からの配当等……当該外国子会社の所在する国又は地域が当該配当等及び当該外国子会社の所得につき外国法人税を課さないこととしていること。</p> <p>(3) (1)及び(2)以外の国外源泉所得……当該国外源泉所得を生じた国又は地域が当該国外源泉所得につき外国法人税を課さないこととしていること。</p>	(1)から(3)までにおける「外国法人税を課さないこと」には、令第155条の27第3項に規定する「みなし納付外国法人税の額」がある場合は含まれません。
「交際費等の損金不算入額の個別帰属額17」	別表六の二(二)の「交際費等の損金不算入額18」の金額に各連結法人の国外業務に係る交際費等の合計額のうちに自己の国外業務に係る交際費等の額の占める割合を乗じて計算した金額を記載します。	

3 根拠条文 法81の15、令155の27～155の41、規則37の5～37の7

## 別表七の二 「連結欠損金及び私財提供等があった場合の欠損金の損金算入に関する明細書」

### 1 連結欠損金の損金算入に関する明細書

#### (1) この明細書の用途

この明細書は、連結法人が連結事業年度において生じた連結欠損金額のうち次表に掲げるものについて、それぞれ次表に掲げる制度の適用を受ける場合に使用します。

連結欠損金額	制 度
① 当期首前7年以内に生じた連結欠損金額のうち平成13年4月1日以後に開始した連結事業年度（法第81条の9第2項に規定する政令で定める連結事業年度を含みます。以下②において同じ。）において生じたもの	法第81条の9（第3項を除きます。）（連結欠損金の繰越し）の規定による7年間の繰越控除制度
② 当期首前5年以内に生じた連結欠損金額のうち平成13年3月31日以前に開始した連結事業年度において生じたもの	平成16年改正前の法第81条の9（第3項を除きます。）（連結欠損金の繰越し）の規定による5年間の繰越控除制度

#### (2) 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「控除未済連結欠損金額1」	<p>当期首前7（又は5）年以内に開始した連結事業年度において生じた連結欠損金額（連結欠損金額としてみなされた金額を含みます。）で、過去に繰越控除又は繰戻しを受けなかった金額を古い連結事業年度の分から順次記載します。</p> <p>この場合、次の区分に応じ、それぞれ次の金額を記載します。</p> <p>(1) 調整連結事業年度（最初の連結事業年度、法第81条の9第2項第3号に掲げる場合に該当することとなった連結事業年度及び同条第4項各号に規定する場合に該当することとなった連結事業年度をいいます。以下同じ。）の場合……「8」の金額</p> <p>(2) 調整連結事業年度以外の連結事業年度の場合……前期の「3」の金額</p>	平成13年3月31日以前に開始した連結事業年度（法第81条の9第2項に規定する政令で定める連結事業年度をいいます。）において生じた連結欠損金額の繰越期間は、5年間となります。したがって、例えば、平成17年3月期（平16.4.1～平17.3.31）は、当該連結事業年度開始の日前5年以内に開始した連結事業年度（法第81条の9第2項に規定する政令で定める連結事業年度を含みます。）において生じた連結欠損金額が繰越控除の対象となりますので、ご注意ください。
「当期控除額2」	当期の連結所得金額（別表四の二「仮計43」の「総額①」）の範囲内で、古い連結事業年度の分から順次補てんするものとして、その控除できる金額を記載します。	
「当期分」の「連結欠損金額」	当期の別表四の二「連結所得金額又は連結欠損金額46」の「総額①」に連結欠損金額の記載がある場合に、その連結欠損金額を「当期分」の「連結欠損金額」に記載します。	
「連結欠損金の繰戻し額」	連結欠損金のうち法第81条の31（連結欠損金の繰戻しによる還付）の規定の適用を受ける場合にその適用を受ける金額を記載します。	当期が平成14年4月1日から平成18年3月31日までの間に終了する連結事業年度である場合には、連結親法人の解散等（適格合併による解散及び合併類似適格分割型分割後の解散を除きます。）の特別な事実があるときを除き、法第81条の31

		の規定の適用を受けることはできませんので、この欄には記載しないでください。
「控除未済連結欠損金額の調整計算」の各欄	当期が調整連結事業年度に該当する場合に、古い連結事業年度の分から順次記載します。	
「控除未済連結欠損金額8」	次の場合に応じてそれぞれ次により記載します。 (1) 当期が最初の連結事業年度である場合 ((4)+(6)-(7)) 又は(5) (2) 当期が最初の連結事業年度以外の調整連結事業年度である場合 ((4)+(6)-(7)) 又は(5)	

(3) 根拠条文 法81の9、平成16年改正前の法81の9、平成16年改正法附則14、令155の19～155の21、措置法68の98

## 2 私財提供等があった場合の欠損金の損金算入に関する明細書

### (1) この明細書の用途

この明細書は、連結親法人が資産整理に伴い役員等から私財提供等を受けた場合に、前期以前に生じた連結親法人の欠損金額(法第81条の9第5項(連結欠損金の繰越し)に規定する連結欠損金個別帰属額を含みます。)について法第81条の3第1項(個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入)(法第59条(資産整理に伴う私財提供等があつた場合の欠損金の損金算入)の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。)の規定の適用を受ける場合に使用します。

### (2) 各欄の記載要領

欄	記載要領	注 意 事 項
「連結親法人の適用年度終了の時における前期以前の事業年度又は連結事業年度から繰り越された欠損金額又は連結欠損金個別帰属額13」	連結親法人の当期の別表五の二(一)付表の「期首現在連結個別利益積立金額①」の「差引合計額25」に記載されるべき金額がマイナス(△)である場合のその金額を記載します。	
「連結親法人の適用年度終了の時における連結個別資本積立金額14」	(1) 平成16年3月31日以前に開始した連結事業年度については、連結親法人の当期の別表五の二(一)付表の「差引翌期首現在連結個別資本積立金額④」の「差引合計額29」の金額を移記します。 (2) 平成16年4月1日以後に開始する連結事業年度については、この欄には記載しないでください。	

### (3) 添付書類

法第81条の3第1項(法第59条の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。)の規定の適用を受ける場合には、特定の事実が生じた旨を証する書類その他規則第27条(資産整理に伴い贈与を受けた資産等の明細等に関する書類)に規定する書類を添付する必要があります。

(4) 根拠条文 法59、81の3、令117、118、155の4、平成16年改正前の令118、平成16年改正令附則2、規則27

**別表七の二付表一 「連結欠損金当期控除前の連結欠損金個別帰属額の調整計算  
に関する明細書」**

**1 この明細書の用途**

この明細書は、令第155条の21第1項及び第2項（連結欠損金個別帰属額等）の規定により各連結法人の連結欠損金当期控除前の連結欠損金個別帰属額を計算する場合において、その連結欠損金個別帰属額が生じた連結事業年度ごとに使用します。

**2 各欄の記載要領**

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「連結欠損金発生年度」		平成13年3月31日以前に開始した連結事業年度（法第81条の9第2項に規定する政令で定める連結事業年度をいいます。）において生じた連結欠損金額の繰越期間は、5年間となります。したがって、例えば、平成17年3月期（平成16.4.1～平成17.3.31）は、当該連結事業年度開始の日前5年以内に開始した連結事業年度（法第81条の9第2項に規定する政令で定める連結事業年度を含みます。）において生じた連結欠損金額が繰越控除の対象となりますので、ご注意ください。
「連結法人名」	「連結欠損金発生年度」ごとに、連結欠損金当期控除前の連結欠損金個別帰属額の調整計算の対象となる連結法人の法人名を記載します。	左記の連結法人には、当期において連結納税の承認が取り消された法人を含みます。
「最初の連結事業年度における調整計算」の各欄	当期が最初の連結事業年度である場合にのみ記載します。	
「連結親法人又は法第81条の9第2項第2号に規定する連結子法人の欠損金額等で連結欠損金額とみなされるもの1」	<p>次の連結法人の区分に応じ、次の金額を記載します。</p> <p>(1) 連結親法人……法第81条の9第2項の規定により連結欠損金額とみなされる最初の連結親法人事業年度開始の日前7（又は5）年以内に開始した各事業年度において生じたその連結親法人の青色欠損金額（法第57条第2項又は第6項の規定により欠損金額とみなされたものを含み、同条第5項又は第9項の規定によりないものとされたもの及び過去に繰越控除又は繰戻しを受けた金額を除きます。以下同じ。）又は法第58条第1項に規定する災害損失欠損金額</p> <p>(2) 最初の連結親法人事業年度開始の日の5年前の日からその開始の日までの間に行われた株式移転に係る商法第352条第1項に規定する完全子会社であった連結子法人（その連結子法人の発行済株式の全部がその株式移転により設立された完全親会社であった連結親法人によりその株式移転の日からその開始の日まで継続して保有されているものに限り、その株式移転の直前にその連結子法人の発行済株式（その連結子法人が有する自己の株式を除きます。）の総数の50%超の株式が他の法人に直接又は間接に保有されているものを除きます。）……法第81条の9第</p>	

欄	記載要領	注意事項
	<p>2項の規定により連結欠損金額とみなされる次の①又は②の金額</p> <p>① その開始の日前7（又は5）年以内に開始したその連結子法人の各事業年度において生じた青色欠損金額又は法第58条第1項に規定する災害損失欠損金額</p> <p>② その開始の日前7（又は5）年以内に開始したその連結子法人（その開始の日にその株式移転が行われたことに基くして連結納税の承認を取り消された連結親法人であったものに限ります。）のその承認に係る各連結事業年度において生じたその連結子法人の連結欠損金個別帰属額</p>	
<p>「連結親法人の適格合併等による未処理欠損金額等の引継額2」及び「連結親法人の適格合併等による未処理欠損金額等の引継額5」</p>	<p>連結親法人が同一連結グループ外の法人を被合併法人又は分割法人（以下「被合併法人等」といいます。）とする適格合併又は合併類似適格分割型分割（以下「8」欄の記載要領までにおいて「適格合併等」といいます。）を行った場合に次の(1)又は(2)の金額を記載します。</p> <p>(1) その適格合併等に係る被合併法人等が(2)の被合併法人等以外の法人である場合……その適格合併等の日前7（又は5）年以内に開始した各事業年度において生じたその被合併法人等の未処理欠損金額（法第57条第2項又は第6項の規定により欠損金額とみなされたものを含み、同条第5項又は第9項の規定によりないものとされたもの及び過去に繰越控除又は繰戻しを受けた金額を除きます。以下同じ。）又は法第58条第2項に規定する未処理災害損失欠損金額</p> <p>(注) 未処理欠損金額は、その被合併法人等がその連結親法人との間にその適格合併等の日の属する連結親法人事業年度開始日の5年前の日以後に特定資本関係（法第57条第3項に規定する特定資本関係をいいます。以下同じ。）が生じている場合で、その適格合併等が共同事業を営むための適格合併等（令第112条第7項の要件を満たすものをいいます。）に該当しない場合には、法第57条第3項の規定によりその未処理欠損金額に含まないものとされる欠損金額を除いた金額となります。</p> <p>(2) その適格合併等に係る被合併法人等が他の連結グループの連結法人（その連結法人が連結子法人で、かつ、その適格合併に係る被合併法人の場合には、その適格合併に基くして連結納税の承認を取り消された日が当該他の連結グループの連結親法人事業年度開始の日であるものに限ります。また、その連結法人が合併類似適格分割型分割に係る分割法人の場合には、当該他の連結グループの連結親法人事業年度開始の日にその合併類似適格分割型分割を行ったものに限ります。）である場合……その適格合併等の日前7（又は5）年以内に開始した各連結事業年度において生じたその被合併法人等の連結欠損金個別帰属額</p> <p>(注) 連結欠損金個別帰属額は、その被合併法人等が適格合併等に係る合併法人等（合併法人又は分割承継法人をいいます。以下同じ。）となる連結親法人との間にその適格合併等の日の属する連結親法人事業年度開始日の5年前の日以後に特定資本関係が生じている場合で、その適格合併等が共同事業を営むための適格合併等（令第112条第7項の要件を満たすものをいいます。）に該当しない場合には、令第155条の19第8項の規定によりその連結欠損金個別帰属額に含まないものとされる金額を除いた金額となります。</p>	<p>(1) 未処理欠損金額のうち法第57条第2項又は第6項の規定により欠損金額とみなされたもの以外の金額については、適格合併等に係る被合併法人等がその金額が生じた事業年度において青色申告書である確定申告書を提出し、かつ、その後の事業年度において連続して確定申告書を提出している場合の金額に限ります。</p> <p>(2) 未処理災害損失欠損金額は、適格合併等に係る被合併法人等がその金額が生じた事業年度においてその金額に係る明細を記載した確定申告書を提出し、かつ、その後の事業年度において連続して確定申告書を提出している場合の金額に限ります。</p> <p>(3) 「2」又は「5」に金額の記載がある場合には、その金額について別表七付表一及び付表二に所要の調整を加えて作成した明細書を添付する必要があります。</p>

欄	記載要領	注意事項
「上記以外の連結事業年度における調整計算」の各欄	当期が最初連結事業年度以外の連結事業年度である場合に記載します。	
「連結法人間の適格合併等による引継額」の各欄	<p>同一連結グループに属する連結法人間において適格合併等が行われた場合に記載します。</p> <p>なお、連結法人のうち「6」に記載すべき被合併法人等が複数あるものについては、「6」には「合計」と記載し、「7」から「9」までの各欄にはそれぞれの被合併法人等の「7」から「9」までの各欄に記載すべき金額の合計額をそれぞれの欄に記載し、その内訳を別紙に記載して添付します。</p>	
「被合併法人等となる連結子法人名6」	「連結欠損金発生年度」に生じた連結欠損金個別帰属額を有する被合併法人等となる連結子法人の法人名を記載します。	合併法人が合併の日の属する連結親法人事業年度において合併による解散、離脱等の事由により連結納税の承認を取り消された場合には、その合併法人についてはこの欄から「8」までの各欄の記載はしません。
「同上の連結子法人の連結欠損金個別帰属額の前期末の金額7」	被合併法人等となる連結子法人の有する前期末における連結欠損金個別帰属額を記載します。	
「同上の連結子法人の最後事業年度等において欠損金額とみなされて繰越控除された金額8」	<p>(1) 「7」に記載した連結欠損金個別帰属額のうち、被合併法人等となる連結子法人の適格合併等の日の前日の属する事業年度において、各事業年度で生じた欠損金額とみなされて繰越控除された金額を記載します。</p> <p>(注) 連結法人が連結親法人事業年度開始の日からその終了の日までの間にその連結法人を合併法人等とする適格合併等を行い、かつ、その適格合併等の日から同日の属する連結親法人事業年度終了の日までの間にその連結法人を分割法人とする分割型分割を行った場合に、その適格合併等に係る被合併法人等の未処理欠損金額でその連結法人の欠損金額とみなされてその分割型分割の日の前日の属する事業年度（以下「分割前事業年度」といいます。）の所得の金額の計算上、損金の額に算入された金額がある場合に、その金額を(1)の金額に含めて記載します。</p> <p>(2) 被合併法人等となる連結子法人が、当期中においてその適格合併等の前にその連結子法人を分割法人とする分割型分割（連結親法人事業年度開始の日に行うものを除きます。）を行っている場合には、各事業年度で生じた欠損金額とみなされてその分割前事業年度において繰越控除された金額を(1)の金額に含めて記載します。</p>	
「離脱等をした連結子法人の連結欠損金個別帰属額の前期末の金額11」	連結子法人が、連結納税の承認を取り消された場合に、その連結子法人の連結欠損金個別帰属額の前期末の金額を記載します。	
「連結欠損金の繰戻し還付の特例の基礎となった連結欠損金額の個別帰属額12」	連結親法人に解散等の事実が生じた場合において、その事実が生じた日前1年以内に終了したいずれかの連結事業年度又は同日の属する連結事業年度において生じた連結欠損金額（（注1から3まで）に掲げる金額を除きます。以下同じ。）をこれらの連結事業年度前1年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰り戻して連結法人税の額の還付を請求	左記の解散等の事実とは、次に掲げるものをいいます。 ① 適格合併による解散及び合併類似適格分割型分割後の解散以外の解散

欄	記載要領	注意事項
	<p>求したときに、その請求の基礎となった連結欠損金額に、その連結欠損金額に係る各連結法人の連結欠損金個別帰属額（法第81条の9第2項の規定により連結欠損金額とみなされた部分の金額を除きます。以下この欄において同じ。）の合計額のうちにその基礎となった連結欠損金額に係るその連結法人の連結欠損金個別帰属額の占める割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(注) 1 法第81条の9第1項の規定により各連結事業年度の連結所得金額の計算上、繰越控除された金額      2 法第81条の9第4項の規定によりないものとされた金額      3 連結欠損金の繰戻し還付請求書を提出する日の属する連結親法人事業年度開始の日からその還付請求書を提出する日の前日までの間に連結法人が法第81条の9第4項各号（その連結親法人事業年度開始の日の翌日からその終了の日までの間にその還付請求書を提出する場合には、同項第4号を除きます。）に規定する場合に該当する場合の当該各号に定める金額に相当する金額</p>	<p>② 会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続の開始      ③ 民事再生法の規定による再生手続開始の決定      ④ 商法の規定による整理開始の命令</p>
<p>「分割前事業年度において欠損金額とみなされて繰越控除された金額13」</p>	<p>連結法人の分割前事業年度において、各事業年度で生じた欠損金額とみなされて繰越控除された金額を記載します。</p>	<p>繰越控除された金額のうち「8」の記載要領の(2)の「損金の額に算入された金額」がある場合には、その金額を控除して記載します。</p>
<p>「共同事業を営むための適格合併等に該当しないことによりないものとされた連結欠損金額14」</p>	<p>連結親法人と同一連結グループ外の法人との間でその連結親法人を合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人とする適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下「適格合併等」といいます。）が行われ、かつ、その連結親法人と被合併法人、分割法人又は現物出資法人となる法人との間の特定資本関係がその適格合併等の日の属する連結親法人事業年度開始の日の5年前の日以後に生じている場合において、その適格合併等が共同事業を営むための適格合併等（令第112条第9項により読み替えて適用される同条第7項に掲げる要件を満たすものをいいます。）に該当しないときは、令第155条の20第2項の規定によりないものとされる連結欠損金額を記載します。</p>	<p>「14」に金額の記載がある場合には、その金額について別表七付表一及び付表二に所要の調整を加えて作成した明細書を添付する必要があります。</p>
<p>「連結欠損金当期控除前の調整後の連結欠損金個別帰属額17」</p>	<p>次の場合に応じてそれぞれ次により記載します。      (1) 当期が最初の連結事業年度である場合      (3) <del>又は16</del>      (2) 当期が最初の連結事業年度後の連結事業年度で連結欠損金当期控除前の連結欠損金個別帰属額の調整計算を行うこととなる連結事業年度である場合      (2) <del>又は16</del></p>	

3 根拠条文 法81の9、平成16年改正前の法81の9、平成16年改正法附則14、令155の19～155の21、規則37の3

## 別表七の二付表二 「連結欠損金個別帰属額に関する明細書」

### 1 この明細書の用途

この明細書は、当期首前7（又は5）年以内に開始した連結事業年度において生じた連結欠損金個別帰属額について、連結欠損金当期控除後の金額を計算する場合に使用します。

### 2 各欄の記載要領

欄	記載要領	注意事項
「連結事業年度」の各欄	当期首前7（又は5）年以内に開始した連結事業年度で、連結欠損金個別帰属額が生じている連結事業年度について古いものから順次記載します。	平成13年3月31日以前に開始した連結事業年度（法第81条の9第2項に規定する政令で定める連結事業年度をいいます。）において生じた連結欠損金額の繰越期間は、5年間となります。したがって、例えば、平成17年3月期（平成16.4.1～平成17.3.31）は、当該連結事業年度開始の日前5年以内に開始した連結事業年度（法第81条の9第2項に規定する政令で定める連結事業年度を含みます。）において生じた連結欠損金額が繰越控除の対象となりますので、ご注意ください。
「連結法人名」	「連結事業年度」に記載されたいずれかの連結事業年度において、連結欠損金個別帰属額を有する連結法人の法人名を記載します。	
「連結欠損金当期控除前の金額」の各欄	当期に連結欠損金個別帰属額の調整計算を行う必要がない連結法人にあっては、この明細書の前期末の金額を記載します。 当期に連結欠損金個別帰属額の調整計算を行った連結法人にあっては、その調整計算の対象となる連結事業年度については別表七の二付表一「17」の金額を記載し、それ以外の連結事業年度についてはこの明細書の前期末の金額を記載します。	
「個別欠損金額26」		「連結欠損金額25」に記載すべき連結欠損金額がない場合には、この欄は記載しないでください。

3 根拠条文 法81の9、令155の19～155の21

## 別表ハの二 「連結事業年度における受取配当等の益金不算入に関する明細書」

### 1 この明細書の用途

この明細書は、法第81条の4（連結事業年度における受取配当等の益金不算入）（措置法第68条の103又は第68条の103の2（特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例等）の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に使用します。

### 2 記載の手順

この明細書の記載の順序は、まず、中段の「総資産価額等の計算」及び「受取配当等の金額の明細」の各欄（「13」から「25」まで）を記載し、次に上段の各欄（「1」から「12」まで）を記載します。

下段の「個別帰属額の計算」の各欄には、令第155条の11（受取配当等の益金不算入額の個別帰属額の計算）の規定により各連結法人に帰せられる金額について、各連結法人ごとに別葉に記載します。

### 3 各欄の記載要領

欄	記載要領	注意事項
「法人名」	連結親法人の法人名を記載するとともに、かつこの中に「個別帰属額の計算」の「連結法人名」欄に記載した連結法人の法人名を記載します。	
「当期に支払う負債利子等の額3」	当期に支払う負債利子のほか、令第21条（負債利子に準ずるもの）に掲げるものも含め、各連結法人の合計額を記載します。	措置法第68条の89第1項（連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子の課税の特例）の規定により損金の額に算入されない負債の利子の金額がある場合には、その損金の額に算入されない負債の利子の金額は、当期に支払う負債の利子等の額から控除します。
「連結法人に支払う負債利子等の額4」	「3」に記載した金額のうち、連結法人が他の連結法人（当該連結法人との間に連結完全支配関係があるものに限りります。）に支払う金額の合計額を記載します。	
「受取配当等の益金不算入額12」	<p>「(1)+((2)-(8))+((9)-(11))×(50%又は60%)」は、連結親法人が次に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ、それぞれ次により記載します。</p> <p>(1) 各連結事業年度終了の時における資本の金額又は出資金額が1億円を超える普通法人及び保険業法に規定する相互会社である場合  <math>(1)+((2)-(8))+((9)-(11))×(50\% \text{又は} 60\%)</math></p> <p>(2) (1)以外の法人である場合</p> <p>イ 平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間に開始した連結事業年度  <math>(1)+((2)-(8))+((9)-(11))×(50\% \text{又は} 60\%)</math></p> <p>ロ 平成16年4月1日以後に開始する連結事業年度  <math>(1)+((2)-(8))+((9)-(11))×(50\% \text{又は} 60\%)</math></p>	
「総資産の帳簿価額13」	各連結法人の確定決算に基づく貸借対照表に計上している総資産の帳簿価額の合計額（繰越欠損金、両建勘定、返品債権特別勘定など資産の帳簿価額に含まれないものは控除したところによります。）を合計した金額を記載します。	税効果会計を採用している場合に計上される繰延税金資産勘定の金額は、総資産の帳簿価額の合計額に含まれます。

欄	記載要領	注意事項
「連結法人に支払う負債利子等の元本の負債の額等14」	<p>次の(1)から(5)に掲げる金額の合計額から(6)に掲げる金額を減算した金額について、各連結法人の合計額を記載します。</p> <p>(1) 固定資産の帳簿価額を損金経理により減算することに代えて損金経理により引当金として経理している金額又は利益処分により積立金として積み立てている金額</p> <p>(2) 特別償却準備金として積み立てている金額</p> <p>(3) 土地の再評価に関する法律第3条第1項の規定により再評価を行った土地の同法第7条第1項に規定する再評価差額に相当する金額</p> <p>(4) その他有価証券（売買目的有価証券及び満期保有目的等有価証券以外の有価証券をいいます。以下同じ。）に係る評価益等相当額</p> <p>(5) 連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人に対する負債（借入金その他利子の支払の基となるものに限ります。）の額に相当する金額</p> <p>(6) その他有価証券に係る評価損等相当額</p>	税効果会計を採用している場合において、利益処分により圧縮積立金又は特別償却準備金を積み立てているときは、当該積立金等に係る税効果相当額も含めて記載します。
「関係法人株式等の帳簿価額16」及び「連結法人株式等及び関係法人株式等に該当しない株式及び出資等の帳簿価額17」	<p>各期末における税務計算上の帳簿価額により、次により記載します。</p> <p>(1) この場合の連結法人株式等とは、連結法人の株式又は出資のうち、当該連結親法人事業年度開始の日からその終了の日まで継続して連結親法人と他の内国法人との間に連結完全支配関係があった場合（当該他の内国法人が当該連結親法人事業年度の中途において設立された法人である場合にあっては、当該他の内国法人の設立の日から当該連結親法人事業年度終了の日まで継続して当該連結法人と当該他の内国法人との間に連結完全支配関係があった場合）の当該他の内国法人の株式又は出資をいいます。</p> <p>(2) この場合の関係法人株式等とは、連結法人が他の内国法人（公益法人等又は人格のない社団等を除きます。）の発行済株式の総数又は出資金額（当該他の内国法人が有する自己の株式又は出資を除きます。）の25%以上に相当する数又は金額の株式又は出資（連結法人株式等を除きます。）を、当該連結事業年度終了の日以前6月以上（当該他の内国法人が当該連結事業年度終了の日以前6月以内に設立された法人である場合には、設立の日から当該連結事業年度終了の日まで）引き続き有している場合における当該他の内国法人の株式又は出資のほか、令第155条の10第3項（関係法人株式等の範囲等）の規定により読み替えて適用される同条第1項第2号に掲げる場合における同号に規定する他の内国法人の株式をいいます。</p> <p>(3) 「17」は、措置法第3条の2に規定する特定株式投資信託（外国株価指数連動型特定株式投資信託を除きます。以下同じ。）及び措置法第68条の3の4第1項に規定する特定投資信託（同項第1号ロ及びハに掲げる要件を満たすものを除きます。以下同じ。）がある場合にはその帳簿価額を含めて記載します。</p>	「前期末現在額」には、連結法人株式等、関係法人株式等又はこれら以外の株式等の区分が前期と当期とで異なる場合であっても、前期のこの明細書の当期末現在額の金額をそのまま記載します。

欄	記載要領	注意事項
<p>「受益証券の帳簿価額の 1 2又は4相当額18」</p>	<p>各期末における税務計算上の帳簿価額により記載します。</p> <p>なお、公社債投資信託、外国投資信託、特定株式投資信託及び特定外貨建等証券投資信託以外の証券投資信託の受益証券についてはその帳簿価額の2分の1相当額により、外貨建等証券投資信託のうち特定外貨建等証券投資信託以外のものについてはその帳簿価額の4分の1相当額になります。</p>	<p>外貨建等証券投資信託とは、信託約款において信託財産の50%超を外貨建証券等又は株式以外の資産で運用することができるところとされている証券投資信託をいい、このうち、75%超を外貨建証券等又は株式以外の資産で運用することができることとされているものを特定外貨建等証券投資信託といいます。</p>
<p>「受取配当等の金額の明細」の欄の「連結法人株式等」とび「関係法人株式等」</p>	<p>「受取配当等の金額の明細」の各欄を記載する場合の連結法人株式等又は関係法人株式等とは、次によります。</p> <p>(1) この場合の連結法人株式等とは、連結法人の株式又は出資のうち、その配当等（商法第293条ノ5第1項に規定する金銭の分配（いわゆる中間配当）を含みます。以下同じ。）の額の計算の基礎となった期間の開始の日から当該期間の末日まで継続して連結法人（当該連結法人が当該期間内に当該連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人から当該配当等の額の元本である株式又は出資の移転を受けた場合で当該連結法人が当該末日において連結子法人であったときは、その連結親法人）と当該配当等の額を支払う他の内国法人との間に連結完全支配関係があった場合の当該他の内国法人の株式又は出資をいいます。</p> <p>(2) この場合の関係法人株式等とは、連結法人が他の内国法人（公益法人等又は人格のない社団等を除きます。）の発行済株式の総数又は出資金額（当該他の内国法人が有する自己の株式又は出資を除きます。）の25%以上に相当する数又は額の株式又は出資（連結法人株式等を除きます。）を、当該連結法人が交付を受ける配当等の額の支払義務が確定する日以前6月以上（当該他の内国法人が支払義務確定の日以前6月以内に設立された法人である場合には、設立の日から支払義務確定の日まで）引き続き有している場合における当該他の内国法人の株式又は出資のほか、令第155条の10第1項第2号（関係法人株式等の範囲等）に掲げる場合における同号に規定する他の内国法人の株式をいいます。</p>	
<p>「受取配当等の金額20」及び「受取配当等の金額23」</p>	<p>当期において内国法人から受けた利益の配当（いわゆる中間配当の額を含みます。）の額、剩余金の分配（出資に係るものに限ります。）の額若しくは特定株式投資信託、特定投資信託の収益の分配の額又は証券投資信託（公社債投資信託、外国投資信託、特定株式投資信託及び特定外貨建等証券投資信託以外のものをいいます。）の収益の分配額（令第19条の3第1項（証券投資信託の収益の分配のうち配当等の額から成る部分の金額）に規定する2分の1（外貨建等証券投資信託のうち特定外貨建等証券投資信託以外のものの収益の分配については4分の1）に相当する金額によります。）をその内国法人又は銘柄別に、また、「関係法人株式等」に係る配当等と「連結法人株式等及び関係法人株式等に該当しない株式等」に係る配当等とにそれぞれ区分して記載します。</p>	<p>(1) 外国法人又は公益法人等若しくは人格のない社団等から受ける配当等の額は受取配当等の金額から除かれます。</p> <p>(2) 法第81条の3第1項に規定する個別益金額を計算する場合に、法第24条の規定により、配当等の額とみなされる金額については、別欄として記載し、その発生理由を付記してください。</p>

欄	記載要領	注意事項
「左のうち益金の額に算入される金額21」及び「左のうち益金の額に算入される金額24」	<p>受取配当等の金額（みなし配当の額を除きます。）の元本たる株式等のうち、連結法人（当該連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含みます。）がその配当等の額の計算の基礎となった期間の末日以前1月以内に取得し、かつ、同日後2月以内に譲渡したものがある場合に、その株式等について受けた受取配当等の額につき、「関係法人株式等」に係る配当等と「連結法人株式等及び関係法人株式等に該当しない株式等」に係る配当等とにそれぞれ区分して記載します。</p>	<p>同じ銘柄の一部につきその計算期間の末日以前1月以内に取得したものと同日後2月以内に譲渡したものがある場合には、その該当するものの数は、令第155条の7（益金に算入される配当等の元本たる株式等）の規定により、その計算期間の末日以前1月以内に取得したものとそれ以前から所有していたものが平均的にその末日後2月以内に譲渡されたものとして計算した数によります。</p>

4 根拠条文 法81の4、令155の7～155の11、規則8の4、措置法68の103、68の103の2、平成14年7月改正法附則16

## 別表九（二） 「連結法人間取引の損益の調整に関する明細書」

### 1 この明細書の用途

この明細書は、法第81条の10（『連結法人間取引の損益の調整』）の規定の適用を受ける場合に使用します。

### 2 各欄の記載要領

欄	記載要領	注意事項
「法人名」	連結親法人の法人名を記載するとともに、かつこの中に譲渡損益調整資産に係る譲渡損益の調整を行う連結法人の法人名を記載します。	
「譲渡法人である連結法人名1」	かつこの中には、法第81条の10第3項の規定の適用を受ける場合の同項に規定する適格合併又は合併類似適格分割型分割に係る被合併法人又は分割法人の法人名を記載します。	
「譲受法人である連結法人名2」	かつこの中には、令第155条の22第10項（『連結法人間取引の損益の調整』）の規定の適用を受ける場合の同項に規定する適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人の法人名を記載します。	
「譲渡損益調整資産の種類3」	規則第27条の15第1項各号（『特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入』）に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定めるところにより区分した後の単位ごとに記載します。	
「圧縮記帳による損金算入額7」	譲渡損益調整資産の譲渡に伴い、譲渡法人が交換や買換え等の圧縮記帳の規定又は資産の譲渡に係る特別控除額の規定の適用を受けることにより損金の額に算入される金額を記載します。	措置法第68条の77（『資産の譲渡に係る特別控除額の特例』）の規定により損金の額に算入されない金額がある場合には、当該金額を控除します。
「譲渡利益額の調整」の「当期益金算入額13」	譲受法人において譲渡、償却、評価換え、貸倒れ、除却その他これらに類する事由が生じた場合又は譲渡法人が連結納税の承認を取り消された場合に、法第81条の10第2項又は第4項の規定により益金の額に算入される金額を記載します。	令第155条の22第3項第1号から第7号まで（『評価換え等による調整計算』）の規定の適用を受けて益金の額に算入する金額がある場合には、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。
「譲渡損失額の調整」の「当期損金算入額16」	譲受法人において譲渡、償却、評価換え、貸倒れ、除却その他これらに類する事由が生じた場合又は譲渡法人が連結納税の承認を取り消された場合に、法第81条の10第2項又は第4項の規定により損金の額に算入される金額を記載します。	令第155条の22第3項第1号から第7号までの規定の適用を受けて損金の額に算入する金額がある場合には、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。
「当期に譲受法人において生じた調整事由18」	かつこの中には、令第155条の22第2項各号に掲げる調整事由（評価換え、貸倒れ、除却、圧縮記帳、譲受法人の連結納税の承認の取消し等）を記載します。	

欄	記載要領	注意事項
「当期の月数（当期が譲渡年度である場合には譲渡日から当期の末日までの月数）20」及び「当期の月数（当期が譲渡年度である場合には譲渡日から当期の末日までの月数）24」	<p>当期が令第155条の22第8項の規定の適用を受ける同項に規定する適格合併等に係る合併法人又は分割承継法人の当該適格合併等の日の属する連結事業年度である場合には、当該適格合併等の日から当期の末日までの期間（譲渡損益調整資産が減価償却資産である場合にあっては、当該減価償却資産を譲り受けた連結法人が当該減価償却資産を事業の用に供していない期間を除きます。）の月数を記載します。</p> <p>なお、月数は暦に従って計算し、1月末満の端数は切り上げます。</p>	

3 根拠条文 法81の10、令155の22

## 別表十四の二 「連結事業年度における寄附金の損金算入に関する明細書」

### 1 この明細書の用途

この明細書は、法第81条の6（連結事業年度における寄附金の損金不算入）（措置法第68条の96第1項（認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）及び措置法第68条の88第3項（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例）の規定の適用を受ける場合に使用します。

### 2 記載の手順

この明細書は、指定寄附金等若しくは公益の増進に著しく寄与する法人（以下「特定公益増進法人」といいます。）に対する寄附金若しくは認定特定非営利活動法人に対する寄附金又は特定公益信託の信託財産とするために支出した金錢がある場合には、まず、中段の「指定寄附金等に関する明細書」、「特定公益増進法人若しくは認定特定非営利活動法人に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細」又は「その他の寄附金のうち特定公益信託（認定特定公益信託を除く。）に対する支出金の明細」の各欄を記載し、次に上段の欄を用いて損金不算入額の計算を行います。

下段の「個別帰属額の計算」の各欄には、令第155条の16（寄附金の損金不算入額の個別帰属額の計算）の規定により各連結法人に帰せられる金額について各連結法人ごとに別葉に記載します。

### 3 各欄の記載要領

欄	記載要領	注意事項
「法人名」	連結親法人の法人名を記載するとともに、かつこの中に「個別帰属額の計算」の「連結法人名」欄に記載した連結法人の法人名を記載します。	
「その他の寄附金額3」	利益又は剰余金の処分による経理により支出した金額は控除して記載します。	
「連結法人間の寄附金額5」	各連結法人が当期に支出した寄附金の額のうち同一連結グループに属する他の連結法人に対する寄附金の額を合計して記載します。 なお、利益又は剰余金の処分による経理により支出した金額がある場合には、その金額を控除して記載します。	
「寄附金支出前連結所得金額8」	「6」+「7」により算出される金額がマイナスとなる場合には0と記載します。	
「資本金額等10」	連結親法人の期末時における資本の金額又は出資金額を記載します。	連結親法人が資本の金額又は出資金額を有しない法人である場合には、記載する必要はありません。
「連結個別資本積立金額11」	連結親法人の期末時における法第2条第17号の3に規定する連結個別資本積立金額を記載します。	
「(12)の月数換算額 (12) × $\frac{1}{12}$ 13」	分子の空欄には、連結親法人事業年度の月数（暦に従つて計算し、1月末満の端数は切り捨てます。）を記載します。	
「損金算入限度額15」	連結親法人が資本の金額又は出資金額を有しない法人である場合には、記載する必要はありません。	
「特定公益増進法人及び認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入額16」	次の区分に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 資本等のある連結親法人……「2」と「15」とのうち少ない金額 (2) 資本等のない連結親法人……「2」と「9」とのうち少ない金額	
「国外関連者に対する寄附金額18」	各連結法人が支出した措置法第68条の88第3項の規定により損金の額に算入されない国外関連者に対する寄附金の額を合計して記載します。	

欄	記載要領	注意事項
「同上のうち損金の額に算入されない金額20」	<p>次の区分に応じ、それぞれ次の算式により計算した金額を記載します。</p> <p>(1) 資本等のある連結親法人………「19」－「15」－「16」－「17」の金額</p> <p>(2) 資本等のない連結親法人………「19」－「9」－「16」－「17」の金額</p>	
「指定寄附金等に関する明細」の各欄	各連結法人が支出した寄附金のうち法第37条第4項第1号又は第2号に規定する国又は地方公共団体（港湾法の規定による港湾局を含みます。）に対する寄附金又は財務大臣の指定を受けた寄附金に該当するものがある場合に、これらの寄附金について法第81条の6第4項の適用を受けるときに記載します。	国又は地方公共団体に対する寄附金については、「告示番号」は記載する必要はありません。
「特定公益増進法人若しくは認定特定非営利活動法人に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細」の各欄	各連結法人が支出した法第37条第4項第3号に規定する寄附金について法第81条の6第4項の適用を受ける場合（措置法第68条の96第1項の規定又は法第81条の6第5項の規定により読み替えて適用される場合を含みます。）に記載します。	令第77条第1項各号に掲げる特定公益増進法人に対する寄附金等がある場合には、規則第24条の規定による証明書を保存しておいてください。
「その他の寄附金のうち特定公益信託（認定特定公益信託を除く。）に対する支出金の明細」の各欄	法第81条の6第5項の規定により、寄附金の額とみなされる特定公益信託（認定特定公益信託は除きます。）の信託財産とするために支出した金銭について同条第3項の規定の適用を受ける場合に記載します。	
「個別帰属額の計算」の各欄	各欄共通 寄附金の損金不算入額に係る個別帰属額の計算を行う連結法人ごとに記載します。	
	「連結法人名」 寄附金の損金不算入額に係る個別帰属額の計算を行う連結法人の法人名を記載します。	
	「指定寄附金等の金額26」 「1」のうち「連結法人名」に記載した連結法人が支出した金額を記載します。	
	「特定公益増進法人及び認定特定非営利活動法人に対する寄附金額27」 「2」のうち「連結法人名」に記載した連結法人が支出した金額を記載します。	
	「その他の寄附金額28」 利益又は剰余金の処分による経理により支出した金額は控除して記載します。	
	「国外関連者に対する寄附金額30」 「連結法人名」に記載した連結法人が支出した措置法第68条の88第3項の規定により損金の額に算入されない国外関連者に対する寄附金の額を記載します。	
	「連結法人間の寄附金額32」 「連結法人名」に記載した連結法人が当期に支出した寄附金の額のうち同一連結グループに属する他の連結法人に対する寄附金の額を記載します。 なお、利益又は剰余金の処分による経理により支出した金額がある場合には、その金額を控除して記載します。	

#### 4 添付書類

公益信託の信託財産とするために支出した金銭について、法第81条の6の規定の適用を受ける場合には、令第155条の14《特定公益信託の要件等》の規定により、この明細書にその公益信託が法第37条第6項に規定する特定公益信託に該当することを証明するための書類として令第77条の2第2項に規定する主務大臣の発行する証明書類の写しを添付する必要があります。

#### 5 根拠条文 法81の6、令155の13～155の16、規則22の2～24、措置法68の88③、68の96①

## 別表十五の二 「交際費等の損金算入に関する明細書」

### 1 この明細書の用途

この明細書は、措置法第68条の66（交際費等の損金不算入）の規定の適用を受ける場合に使用します。

### 2 記載の手順

この明細書は、まず各連結法人ごとに「5」から「19」までの各欄を記載し、次に「1」から「4」までの各欄を記載します（個別帰属額の計算を行う場合には、「20」を最後に記載します。）。

### 3 各欄の記載要領

欄	記載要領	注意事項
「定額控除限度額2」	<p>連結親法人の期末における資本の金額又は出資金額（以下「資本金額等」といいます。）の区分に応じ、それぞれ次の定額控除限度額を記載します。</p> <p>(資本金額等) (定額控除限度額)</p> <p>(1) 1億円以下………400万円×<math>\frac{1}{12}</math>相当額</p> <p>(2) 1億円超……………0円</p> <p>なお、「<math>\frac{1}{12}</math>」の分子の空欄には、連結親法人事業年度の月数（暦に従って計算し、1月末満の端数は切り上げます。）を記載します。</p>	資本金額等を有しない連結親法人については、措置法令第39条の93（資本又は出資の金額に準ずるもの範囲等）の規定により計算した金額を資本金額等とします。
「法人名①～④」	交際費等を支出した連結法人の法人名を記載します。	
「5」から「16」までの各欄	連結法人別に、交際費等に該当するものを含む科目について、その科目の異なるごとに別欄に記載します。	当期に支出した交際費等の額には、損金経理による交際費等の金額のほか、固定資産や棚卸資産の取得価額又は繰延資産等の額に含まれた交際費等に該当する金額も含めて記載します。
「個別帰属損金不算入額20」	各連結法人の交際費等の損金不算入額に係る個別帰属額を計算する場合に記載します。	

### 4 根拠条文 措置法68の66、措置法令39の93、39の94

## 別表十八の二 「法第八十一条の十九第一項の規定による連結予定申告書」

### 1 この表の用途

この表は、連結親法人（普通法人に限ります。）が連結中間申告をする場合に使用します。

### 2 各欄の記載要領

欄	記載要領	注意事項
「税務署処理欄」		記載しないでください。
「修正・更正・決定の年月日」	当期開始の日以後6月を経過した日の前日までに最後に修正申告書を提出した日又は更正若しくは決定の通知のあった日を記載します。	
「前連結事業年度の法人税額」の「同上のうち土地譲渡税額及びリース特別控除取戻税額」	前期に措置法第68条の67第1項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）に規定する使途秘匿金の支出がある場合には、同期の別表一の二（-）の「10」の外書の金額を加えた金額を記載します。	
「月数換算」	「同上の税額× $\frac{6}{\text{暦月数}}$ 」の分母の空欄には、前期の月数（暦月数に従って計算し、1月末満の端数は切り上げます。）を記載します。	
「納付すべき法人税額」	連結親法人が法第81条の19第1項（第1号イ又はロに係る部分に限ります。）若しくは第2項から第6項まで（連結中間申告）又は令第155条の47第1項（連結中間納付額の調整）の規定の適用を受ける場合には、別表十八の二付表一「19」の金額を移記します。	

### 3 根拠条文 法81の19、令155の47、規則37の8

## 別表十八の二付表一 「連結中間納付額の調整計算に関する明細書」

### 1 この明細書の用途

この明細書は、連結親法人（普通法人に限ります。）が法第81条の19第1項（第1号イ又はロに係る部分に限ります。）若しくは第2項から第6項まで（連結中間申告）又は令第155条の47第1項（連結中間納付額の調整）の規定の適用を受ける場合に使用します。

### 2 各欄の記載要領

欄	記載要領	注意事項
「同上のうち土地譲渡税額及びリース特別控除取戻税額2」	前期に措置法第68条の67第1項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）に規定する使途秘匿金の支出がある場合には、同期の別表一の二(一)の「10」の外書の金額又は別表一の二(二)「8」の外書の金額を加えた金額を記載します。	
「前期実績基準額（別表十八の二付表二「4」）又は $(3) \times \frac{6}{4}$ 」	当期が最初の連結事業年度である場合には「又は $(3) \times \frac{6}{4}$ 」を消し、当期が最初の連結事業年度以外の連結事業年度である場合には分母の空欄に前期の月数を記載した上で、「（別表十八の二付表二「4」）又は」を消します。	前期の月数は暦にしたがって計算し、1月末満の端数は切り上げます。

### 3 根拠条文 法81の19、令155の47、規則37の8

**別表十八の二付表二 「最初の連結事業年度の前期実績基準相当額等並びに連結納税への加入及びその承認の取消しの場合の調整額の計算に関する明細書」**

1 この明細書の用途

この明細書は、連結親法人(普通法人に限ります。)が法第81条の19第1項(第1号イ又はロに係る部分に限ります。)、第2項、第3項もしくは第5項(連結中間申告)又は令第155条の47第1項(第1号、第2号イ若しくはニ又は第3号イ若しくはハに係る部分に限ります。)(連結中間納付額の調整)の規定の適用を受ける場合に使用します。

2 各欄の記載要領

欄	記載要領	注意事項
「最初の連結事業年度の前期実績基準相当額の計算」の各欄		当期が最初の連結事業年度の場合に限り記載します。
「最初の連結事業年度の連結親法人を設立した適格合併による加算調整額の計算」の「直前の事業年度又は連結事業年度」	最初の連結事業年度開始の日の1年前の日以後に終了した適格合併(連結親法人を設立したものに限ります。)に係る被合併法人の各事業年度(その月数が6月に満たないものを除きます。)又は各連結事業年度(その月数が6月に満たないものを除きます。)のうち最も新しい事業年度又は連結事業年度の開始及び終了の日を記載します。	
「被合併法人の確定法人税額等6」	被合併法人の法第81条の19第5項の規定による読み替後の法第71条第3項(中間申告)に規定する被合併法人の確定法人税額等を記載します。	
「前期に連結完全支配関係を有することとなった連結加入法人に係る加算調整額の計算」及び「当期に連結完全支配関係を有することとなった連結加入法人に係る加算調整額の計算」の「直前の事業年度又は連結事業年度」の各欄	法第81条の19第2項第1号に規定する連結加入法人の当該連結事業年度開始の日の1年前の日以後に終了した各事業年度(その月数が6月に満たないものを除きます。)又は各連結事業年度(その月数が6月に満たないものを除きます。)のうち最も新しい事業年度又は連結事業年度の開始及び終了の日を記載します。	
「連結加入法人の確定法人税額等10」及び「連結加入法人の確定法人税額等14」の各欄	法第81条の19第2項に規定する連結加入法人の確定法人税額等を記載します。	

3 根拠条文 法81の19、令155の47、規則37の8

## **別表十八の二付表三 「連結法人間合併、分割型分割等の場合の調整額の計算に関する明細書」**

### 1 この明細書の用途

この明細書は、連結親法人（普通法人に限ります。）が法第81条の19第4項若しくは第6項（連結中間申告）又は令第155条の47第1項（第1号、第2号口、ハ若しくはホ又は第3号口に係る部分に限ります。）（連結中間納付額の調整）の規定の適用を受ける場合に使用します。

### 2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「最後事業年度」		その月数が6月に満たないものであっても記載します。
「直前の事業年度又は連結事業年度」の各欄	当該連結事業年度開始日の1年前の日以後に終了した被合併法人の各事業年度（その月数が6月に満たないものを除きます。）又は各連結事業年度（その月数が6月に満たないものを除きます。）のうち最も新しい事業年度又は連結事業年度の開始及び終了の日を記載します。	
「被合併法人の確定法人税額等2」、「被合併法人の確定法人税額等6」、「被合併法人の確定法人税額等10」、「被合併法人の確定法人税額等14」	法第81条の19第4項の規定による読み替後の法第71条第2項各号（中間申告）に規定する被合併法人の確定法人税額等を記載します。	

### 3 根拠条文 法81の19、令155の47、規則37の8

## **別表十八の二付表三 「連結法人間合併、分割型分割等の場合の調整額の計算に関する明細書」**

### 1 この明細書の用途

この明細書は、連結親法人（普通法人に限ります。）が法第81条の19第4項若しくは第6項（連結中間申告）又は令第155条の47第1項（第1号、第2号口、ハ若しくはホ又は第3号口に係る部分に限ります。）（連結中間納付額の調整）の規定の適用を受ける場合に使用します。

### 2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「最後事業年度」		その月数が6月に満たないものであっても記載します。
「直前の事業年度又は連結事業年度」の各欄	当該連結事業年度開始日の1年前の日以後に終了した被合併法人の各事業年度（その月数が6月に満たないものを除きます。）又は各連結事業年度（その月数が6月に満たないものを除きます。）のうち最も新しい事業年度又は連結事業年度の開始及び終了の日を記載します。	
「被合併法人の確定法人税額等2」、「被合併法人の確定法人税額等6」、「被合併法人の確定法人税額等10」、「被合併法人の確定法人税額等14」	法第81条の19第4項の規定による読み替後の法第71条第2項各号（中間申告）に規定する被合併法人の確定法人税額等を記載します。	

### 3 根拠条文 法81の19、令155の47、規則37の8

## IV 「法人税申告書の記載の手引」に準じて記載するもの

次に掲げる明細書の記載に当たっては、「平成16年版 法人税申告書記載の手引」に準じて行ってください。  
なお、各明細書の用途及び留意点等は、それぞれ次に掲げるとおりです。

### 別表二 「同族会社の判定に関する明細書」

#### 1 用 途

連結親法人が法第2条第10号(《同族会社の意義》)に規定する同族会社に該当するかどうか及び第81条の13(《連結同族会社の特別税率》)の規定の適用がある同族会社に該当するかどうかを判定するために使用します。

したがって、連結親法人のみについてこの明細書を作成することとなります。

#### 2 留意点等

この明細書による判定は、その連結事業年度終了の日の現況により行います。

### 別表十一（一） 「個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書」

#### 1 用 途

法第81条の3第1項(《個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入》)の規定により同項の個別益金額又は個別損金額を計算する場合の法第52条第1項(《個別評価金銭債権に係る貸倒引当金》)の規定の適用を受ける場合に使用します。

#### 2 留意点等

この明細書は、適用を受ける各連結法人ごとに作成し、「法人名」の欄に連結親法人の法人名を記載するとともに、かつこの中に適用を受ける連結法人の法人名を記載します。

### 別表十一（一の二） 「一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書」

#### 1 用 途

法第81条の3第1項の規定により同項の個別益金額又は個別損金額を計算する場合の法第52条第2項(《一括評価金銭債権に係る貸倒引当金》)の規定の適用を受ける場合に使用します。

#### 2 留意点等

この明細書は、適用を受ける各連結法人ごとに作成し、「法人名」の欄に連結親法人の法人名を記載するとともに、かつこの中に適用を受ける連結法人の法人名を記載します。

### 別表十一（二） 「返品調整引当金の損金算入に関する明細書」

#### 1 用 途

法第81条の3第1項の規定により同項の個別益金額又は個別損金額を計算する場合の法第53条(《返品調整引当金》)の規定の適用を受ける場合に使用します。

#### 2 留意点等

この明細書は、適用を受ける各連結法人ごとに作成し、「法人名」の欄に連結親法人の法人名を記載するとともに、かつこの中に適用を受ける連結法人の法人名を記載します。

## 別表十一（三） 「退職給与引当金の益金算入に関する明細書」

### 1 用 途

平成14年7月改正法附則第8条（第1項を除きます。）（退職給与引当金に関する経過措置）の規定により退職給与引当金勘定の金額の取崩額等の計算を行う場合に使用します。

### 2 留意点等

この明細書は、適用を受ける各連結法人ごとに作成し、「法人名」の欄に連結親法人の法人名を記載するとともに、かつこの中に適用を受ける連結法人の法人名を記載します。

## 別表十六（一） 「定額法又はリース期間定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」

### 1 用 途

(1) 減価償却資産について定額法又はリース期間定額法により償却額を計算する場合に使用します。

（注）リース期間定額法は、平成10年10月1日以後に締結するリース取引に係る契約の目的とされている減価償却資産について適用されます。

(2) 措置法又は震災特例法による特別償却を行うものについても、この明細書によります。この場合、所定の証明書等が必要とされます。

(3) 減価償却に関する明細書の提出について、この明細書に代えて法第81条の3第1項の規定により同項の個別益金額又は個別損金額を計算する場合の令第63条第2項（減価償却に関する明細書の添付）の規定による合計表を添付する場合にもこの表の書式により記載します。

（注）特別償却の対象になった減価償却資産については、措置法第68条の30（経営基盤強化計画を実施する特定組合等の構成員等の機械等の割増償却）及び第68条の31第1項（障害者等を雇用する場合の機械等の割増償却）の規定の適用を受けるものを除き、合計表によることはできませんので、御注意ください。

(4) 取得価額が30万円未満である資産について、措置法第68条の103の3（中小連結法人等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例）の規定の適用を受ける場合には、この表の「備考」欄に次の事項を記載して提出することにより少額減価償却資産の取得価額に関する明細書の連結確定申告書等への添付に代えることができます。

（注）別途、当該少額減価償却資産の明細を保管しておく必要があります。

① 取得価額30万円未満の減価償却資産について措置法第68条の103の3を適用していること。

② 適用した減価償却資産の取得価額の合計額は、○○○円であること。

③ 適用した減価償却資産の明細は、別途保管していること。

（注）例えば、「取得価額30万円未満の減価償却資産について措置法68の103の3の規定を適用している。また、適用した減価償却資産の取得価額の合計額は○○○円であり、その明細は別途保管している。」などのように記載します。

### 2 留意点等

この明細書は、適用を受ける各連結法人ごとに作成し、「法人名」の欄に連結親法人の法人名を記載するとともに、かつこの中に適用を受ける連結法人の法人名を記載します。

なお、1(3)の合計表を添付する場合にあっては、「構造2」から「事業の用に供した年月4」まで、「残存価額又は見積残存価額8」から「引当金等の期中取崩額11」まで、「耐用年数14」、「償却率15」、「翌期への繰越額の内訳」の「38」及び「39」の各欄の記載は必要ありません。

## 別表十六（二） 「定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」

### 1 用 途

- (1) 連結法人が減価償却資産について定率法により償却額を計算する場合に使用します。
- (2) 別表十六(一)の1(2)及び(3)と同様です。

### 2 留意点等

この明細書は、適用を受ける各連結法人ごとに作成し、「法人名」の欄に連結親法人の法人名を記載するとともに、かつこの中に適用を受ける連結法人の法人名を記載します。

## 別表十六（五） 「繰延資産の償却額の計算に関する明細書」

### 1 用 途

- (1) 均等償却を行う繰延資産の償却額の計算に関する明細書

法第81条の3第1項の規定により同項の個別益金額又は個別損金額を計算する場合の令第64条第1項第2号(『繰延資産の償却限度額』)の規定により均等償却を行うこととされている繰延資産について、当期の償却費として損金経理をした金額がある場合に使用します。

- (2) 一時償却が認められる繰延資産の償却額の計算に関する明細書

法第81条の3第1項の規定により同項の個別益金額又は個別損金額を計算する場合の令第64条第1項第1号(『創業費等の償却』)又は措置法第68条の39(『鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却』)の規定により一時に償却ができるものとされている繰延資産について、当期の償却費として損金経理をした金額がある場合に使用します。

### 2 留意点等

この明細書は、適用を受ける各連結法人ごとに作成し、「法人名」の欄に連結親法人の法人名を記載するとともに、かつこの中に適用を受ける連結法人の法人名を記載します。

なお、1(1)の場合に繰延資産の償却に関する明細書の提出について、法第81条の3第1項の規定により同項の個別益金額又は個別損金額を計算する場合の令第67条第2項(『繰延資産の償却に関する明細書の添付』)の規定を受けて、明細書の代わりに同項に規定する合計額を記載した書類による場合にも、この明細書の書式により記載しますが、その記載に当たっては、「支出した年月2」、「償却期間の月数4」及び「当期の期間のうちに含まれる償却期間の月数5」の各欄の記載は必要ありません。

## 別表十六（六） 「一括償却資産の損金算入に関する明細書」

### 1 用 途

法第81条の3第1項の規定により同項の個別益金額又は個別損金額を計算する場合の令第133条の2(『一括償却資産の損金算入』)の規定により損金算入額等の計算を行うときに使用します。

### 2 留意点等

この明細書は、適用を受ける各連結法人ごとに作成し、「法人名」の欄に連結親法人の法人名を記載するとともに、かつこの中に適用を受ける連結法人の法人名を記載します。

## 別表十六（七） 「特別償却準備金の損金算入に関する明細書」

### 1 用 途

措置法第68条の41(『準備金方式による特別償却』)、平成13年改正前の措置法第52条の3(『準備金方式による特別償却』)又は平成13年改正法附則第20条(『準備金方式による特別償却に関する経過措置』)(震災特例法第26条の2

第5項又は第26条の3第4項の規定によりみなして適用する場合を含みます。)の規定の適用を受ける場合に使用します。

## 2 留意点等

この明細書は、適用を受ける各連結法人ごとに作成し、「法人名」の欄に連結親法人の法人名を記載するとともに、かつこの中に適用を受ける連結法人の法人名を記載します。

なお、この明細書を記載する場合には、その記載に先立って別表十六(一)から別表十六(四)までの記載をし、特別償却限度額を計算する必要があります。

## V 個別帰属額の届出書等の記載の仕方

### 個別帰属額等の一覧表

#### 1 この一覧表の用途

この一覧表は、連結親法人が連結確定申告書を提出する場合において、この連結確定申告書の添付書類である「個別帰属額及びその計算の基礎を記載した書類」として使用します。具体的には、各連結法人ごとに作成した個別帰属額及びその計算の基礎を記載した書類をとりまとめ、その表紙として使用してください（「I 7 連結確定申告書の添付書類の編てつ順について」を参照してください。）。

（注）この一覧表に添付する各連結法人ごとに作成した個別帰属額及びその計算の基礎を記載した書類については、代表者及び経理担当者の自署押印は不要です。

#### 2 各欄の記載要領

欄	記載要領	注意事項
「納税地等」	連結親法人にあっては納税地を記載し、連結子法人にあっては本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。	
「売上金額※」		記載しないでください。
「個別所得金額又は個別欠損金額」	「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の「個別所得金額又は個別欠損金額1」欄の金額を記載してください。	
「個別帰属額」	「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の「連結法人税個別帰属額14」、連結親法人が協同組合等である場合には、「連結法人税個別帰属額16」、連結親法人が特定の医療法人である場合には、「連結法人税個別帰属額12」欄の金額を記載してください。	
「期中加入」	期中において連結親法人との間に当該連結親法人による完全支配関係を有することとなったことにより、「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類（加入）」を提出した子法人について○を付してください。	
「連結子法人数 法人」	連結子法人数の合計を記載してください。	
「連結親法人及び連結子法人の個別帰属額の合計額」	連結親法人及びすべての連結子法人に係る個別帰属額の合計を記載してください。	
「参考」	連結子法人の異動状況を記載してください。 なお、「加入した連結子法人数」の欄は、期中において連結親法人との間に当該連結親法人による完全支配関係を有することとなった子法人数を記載し、「離脱した連結子法人数」の欄は、期中において連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった子法人数を記載してください。	「期首の連結子法人数」 + 「加入した連結子法人数」 - 「離脱した連結子法人数」 = 「期末の連結子法人数」となります。

## 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書 － 連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分

### 1 この届出書の用途

(1) この届出書は、普通法人（特定の医療法人を除きます。）である連結親法人に係る連結子法人が、法第81条の25《連結子法人の個別帰属額等の届出》の規定により、当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に個別帰属額等を記載した書類（個別帰属額及びその計算の基礎を記載した書類）を提出する場合の「個別帰属額を記載した書類」として使用します。

(2) この届出書は、普通法人（特定の医療法人を除きます。）である連結法人が連結確定申告書に添付する個別帰属額及びその計算の基礎を記載した書類を作成する場合の「個別帰属額を記載した書類」として使用します。

なお、連結子法人分は、(1)により作成したものとの写しを使用することとして差し支えありません。

(注) 個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三(2)～別表十七を使用してください。なお、連結確定申告書の別表の写しを使用することとして差し支えありません。また、(2)の場合（連結確定申告書の添付書類）に作成する連結子法人分の個別帰属額の計算の基礎を記載した書類については、連結確定申告書への添付を省略することができます。

### 2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
同非区分 <input type="checkbox"/> 同族会社 <input checked="" type="checkbox"/> 非同族の同族会社 <input checked="" type="checkbox"/> 非同族会社	別表一の二(一)の「同非区分」に表示する連結親法人の区分を表示します。	この欄は、各連結法人の「同非区分」を表示するものではなく、連結親法人の「同非区分」を表示するものです。
「旧所在地及び旧法人名」	当期中に連結親法人の納税地若しくは連結子法人の所在地又は法人名に変更があった場合には、旧納税地若しくは旧所在地又は旧法人名を記載します。	
「※税務署処理欄」  <input type="checkbox"/> 別表等送付要否 <input type="radio"/> 要 <input type="radio"/> 否 <input checked="" type="radio"/>	税務署から送付する用紙以外の用紙を使用しているため、翌連結事業年度以降、個別帰属額等届出書付表セット及び勘定科目内訳明細書の送付が不要な場合には「否」欄に○をします。 なお、現在、「送付不要」としている連結法人が、翌連結事業年度以降、個別帰属額等届出書付表セット及び勘定科目内訳明細書の送付が必要となった場合には「要」に○をしてください。	記載しないでください。
税理士法第30条の書面提出有 <input checked="" type="checkbox"/>	税理士法第30条《税務代理の権限の明示》に規定する書面を届出書に添付する場合には、○をしてください。	
「連結事業年度分の申告に係る届出書」	空欄には、次の区分に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 連結確定申告に係るもの……………「連結確定」 (2) 連結確定申告の修正申告に係るもの…「修正連結確定」 (3) 期限後申告に係るもの……………「期限後連結確定」 (4) 更正に係るもの……………「更正申告」 (5) 決定に係るもの……………「決定申告」	(4)又は(5)の場合には、空欄に「更正」又は「決定」と記載するとともに、左のように「申告」を二重線で消してください。

欄	記載要領	注意事項
「個別所得金額又は個別欠損金額1」	<p>次の連結法人の区分に応じ、それぞれ次により記載します。</p> <p>(1) 別表七の二付表二「27」に金額の記載のある連結法人 別表四の二付表「46の①」の金額を中段の(イ)に記載し、別表七の二付表二「27」の金額を下段の(ロ)に記載し、(イ)の金額と(ロ)の金額を合計した金額を上段に記載します。</p> <p>(2) (1)以外の連結法人 別表四の二付表「46の①」の金額を中段の(イ)に記載し、同額を上段に記載します。</p>	
「個別リース特別控除取戻税額5」	<p>法第4条の5第1項(連結納税の承認の取消し等)の規定により法第4条の2の承認を取り消された日の前日の属する連結事業年度で、次に掲げる規定の適用により加算することとされている金額がある場合には、その金額についてもこの欄に記載してください。</p> <p>① 措置法第68条の9第11項(連結納税の承認を取り消された場合の試験研究費の額に係る法人税額)</p> <p>② 措置法第68条の10第5項(連結納税の承認を取り消された場合のエネルギー需給構造改革推進設備等に係る法人税額)</p> <p>③ 措置法第68条の11第7項(連結納税の承認を取り消された場合の中小連結法人の機械等に係る法人税額)</p> <p>④ 措置法第68条の12第7項(連結納税の承認を取り消された場合の事業基盤強化設備に係る法人税額)</p> <p>⑤ 措置法第68条の13第4項(連結納税の承認を取り消された場合の沖縄の特定地域における工業用機械等に係る法人税額)</p> <p>⑥ 措置法第68条の14第7項(連結納税の承認を取り消された場合の沖縄の特定中小連結法人の経営革新設備等に係る法人税額)</p> <p>⑦ 措置法第68条の15第12項(連結納税の承認を取り消された場合の情報通信機器等に係る法人税額)</p>	この場合、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。
「連結法人税個別帰属額計10」	その連結法人につき措置法第68条の67第1項に規定する使途秘匿金の支出がある場合には、使途秘匿金の支出額の40%相当額をこの欄の上段に外書として記載します。	この場合、「個別控除税額11」及び「差引連結所得に対する連結法人税個別帰属額12」の欄の記載に当たっては、この外書きをした金額を「10」に含めて計算します。
「連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額13」及び「この届出が修正申告等によるものである場合」の各欄の外書	法第81条の31(連結欠損金の繰戻しによる還付)の規定により還付の請求をした法人税の額(その連結法人に帰せられるものに限ります。)で還付されていないものがあるときに、当該金額を記載します。	
「連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額13」	修正申告をする場合において、法第81条の31第4項(連結欠損金の繰戻しによる還付)において準用する法第80条第6項(欠損金の繰戻しによる還付)の規定により還付をする金額に係る還付加算金があるときは、その還付加算金の額(その連結法人に帰せられるものに限ります。)を含めて記載します。	

欄	記載要領	注意事項
「この届出の基団となつた申告等により増加又は減少する連結法人税個別帰属額 〔14〕-〔18〕19」	「14」の金額から「18」の金額を減算した金額がマイナスとなる場合には、そのマイナスの金額（△印を付けます。）を記載します。	
「連結親法人が中小法人の場合」の各欄	連結親法人が法第81条の12第2項（中小法人の各連結事業年度の連結所得に対する法人税の税率）の規定の適用を受ける場合に記載します。	
「算出連結法人税個別帰属額 $\left( (25) \times \frac{(27)}{(24)} \right)$ 又は ((25)の24%又は22%相当額) 28」	<p>次の連結事業年度の区分に応じ、それぞれ次により記載します。</p> <p>(1) 連結所得の金額がなく、かつ、平成16年4月1日以後に開始する連結事業年度  <math>\left( (25) \times \frac{(27)}{(24)} \right)</math> 又は」及び「24%又は」を二重線で消して記載します。</p> <p>(2) 連結所得の金額がなく、かつ、平成16年4月1日前に開始した連結事業年度  <math>\left( (25) \times \frac{(27)}{(24)} \right)</math> 又は」及び「22%又は」を二重線で消して記載します。</p> <p>(3) (1)及び(2)以外の連結事業年度  「又は ((25)の24%又は22%相当額)」を二重線で消して記載します。</p>	
「算出連結法人税個別帰属額 ((26)の32%又は30%相当額) 29」	<p>次の連結事業年度の区分に応じ、それぞれ次により記載します。</p> <p>(1) 平成16年4月1日以後に開始する連結事業年度  「32%又は」を二重線で消して記載します。</p> <p>(2) 平成16年4月1日前に開始した連結事業年度  「又は30%」を二重線で消して記載します。</p>	

## VI 参考

連結確定申告書の添付書類として納税地の所轄税務署長に提出する個別帰属額に関する書類については、その書類のうち連結子法人分は連結確定申告書別表により作成したものに限り添付を省略することができます。

また、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出する個別帰属額等の届出書は、その連結子法人に係る各別表の付表だけでなく、その連結子法人の個別帰属額を算出するために必要な別表も提出する必要があります。

その提出する書類及び連結法人の区分ごとに、提出を要するもの(○)、省略できるもの(△)又は提出を要しないもの(×)に整理すると、次表のとおりとなります。

別表番号等	別 表 の 名 称	連結確定申告書	連結確定申告書の添付書類		個別帰属額等の届出書 子 子
			親	子	
1 の 2(1)	各連結事業年度の連結所得に係る申告書—普通法人(特定の医療法人を除く。)の分	○	×	×	×
1 の 2(2)	各連結事業年度の連結所得に係る申告書—協同組合等の分	○	×	×	×
1 の 2(3)	各連結事業年度の連結所得に係る申告書—特定の医療法人の分	○	×	×	×
個別帰属額等の一覧表		×	○(全体で1枚)		×
	各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書—連結親法人が普通法人(特定の医療法人を除く。)である連結法人の分	×	○	○	○
	各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書—連結親法人が協同組合等である連結法人の分	×	○	○	○
	各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書—連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分	×	○	○	○
2	同族会社の判定に関する明細書	○	×	×	×
3(2)	土地の譲渡等に係る譲渡利益金額に対する税額の計算に関する明細書	○	○	△	○
3(2の2)	優良住宅地等のための譲渡に該当しないこととなった土地等の譲渡に係る譲渡利益金額に対する税額の計算に関する明細書	○	○	△	○
3(2の3)	確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する土地等及び優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった土地等に関する明細書	○	○	△	○
3(2の3) 付表	確定優良住宅地等予定地のための譲渡に係る直接又は間接に要した経費の額等の計算に関する明細書	○	○	△	○
3(3)	短期所有に係る土地の譲渡等に係る譲渡利益金額に対する税額の計算に関する明細書	○	○	△	○
3(5)	課税除外とされる短期所有に係る土地等(面積 1,000 平方メートル以上のもの)の譲渡に係る対価の額等に関する明細書	○	○	△	○
3(6)	課税除外とされる短期所有に係る土地(面積 1,000 平方メートル未満のもの)の譲渡に係る対価の額等に関する明細書	○	○	△	○
3(7)	課税除外とされる買取仲介に係る短期所有に係る土地等の譲渡益に関する明細書	○	○	△	○
3(8)	課税除外とされる不動産特定共同事業契約に係る事業参加者から取得した短期所有に係る土地等の譲渡益に関する明細書	○	○	△	○
3の2	連結同族会社の連結留保金額に対する税額の計算に関する明細書	○	○	△	○
3の2付表	連結同族会社の連結留保金額に対する税額の個別帰属額の計算に関する明細書	○	○	△	○
4の2	連結所得の金額の計算に関する明細書	○	×	×	×
4の2付表	個別所得の金額の計算に関する明細書	○	○	△	○
5の2(1)	連結利益積立金額及び連結資本積立金額の計算に関する明細書	○	×	×	×
5の2(1) 付表	連結個別利益積立金額等及び連結個別資本積立金額の計算に関する明細書	○	○	△	○
5の2(2)	連結法人の租税公課の納付状況等に関する明細書	○	×	×	×
5の2(2) 付表1	各連結法人の連結法人税個別帰属額の発生状況等及び租税公課の納付状況等に関する明細書	○	○	△	○
5の2(2) 付表2	連結親法人の連結法人税個別帰属額の受払いに関する明細書	○	○	×	×
6(2の2)	当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額に関する明細書	○	○	△	○
6(3)	外国税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額の計算に関する明細書	○	○	△	○

別表番号等	別 表 の 名 称	連結確定申告書	連結確定申告書の添付書類		個別帰属額等の届出書
			親	子	
6(3)付表1	地方税の控除限度額の計算の特例に関する明細書	○	○	△	○
6(3)付表2	適格組織再編成に係る合併法人等の調整後の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額等の計算に関する明細書	○	○	△	○
6(3)付表3	適格分割等に係る分割法人等の調整後の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額等の計算に関する明細書	○	○	△	○
6(4)	直接納付した控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額に関する明細書	○	○	△	○
6(4)の2)	利子等に係る控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額等に関する明細書	○	○	△	○
6(5)	間接納付した控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額等の計算に関する明細書	○	○	△	○
6(5)の2)	外国係会社に係る外国法人税額に関する明細書	○	○	△	○
6(5)の3)	外国子会社が納付したとみなされる外国法人税額に関する明細書	○	○	△	○
6(11)	中小企業者等又は中小連結法人が特定機械等を指定事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額に関する明細書	○	○	△	○
6(12)	リース資産の使用状況等に関する明細書	○	○	△	○
6(14)	事業基盤強化設備等を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額に関する明細書	○	○	△	○
6(15)	リース資産の使用状況等に関する明細書	○	○	△	○
6(18)	沖縄の特定中小企業者又は特定中小連結法人が経営革新設備を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額に関する明細書	○	○	△	○
6(19)	リース資産の使用状況等に関する明細書	○	○	△	○
6(21)	リース情報通信機器等を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額に関する明細書	○	○	△	○
6(22)	リース資産の使用状況等に関する明細書	○	○	△	○
6の2(1)	連結事業年度における所得税額の控除に関する明細書	○	○	△	○
6の2(2)	連結事業年度における外国税額の控除に関する明細書	○	○	△	○
6の2(2) 付表	各連結法人の外国税額の控除に関する明細書	○	○	△	○
6の2(3)	試験研究費の増加額に係る法人税額の特別控除に関する明細書	○	○	△	○
6の2(4)	試験研究費の総額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書	○	○	△	○
6の2(4) 付表1	各連結法人の平均売上金額の計算等に関する明細書	○	○	△	○
6の2(4) 付表2	各連結法人の当期控除額の個別帰属額等に関する明細書	○	○	△	○
6の2(4) 付表3	連結繰越税額控除限度超過個別帰属額に関する明細書	○	○	△	○
6の2(5)	中小連結法人の試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書	○	○	△	○
6の2(5) 付表1	各連結法人の当期控除額の個別帰属額等に関する明細書	○	○	△	○
6の2(5) 付表2	繰越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額に関する明細書	○	○	△	○
6の2(6)	エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	○	○	△	○
6の2(6) 付表	エネルギー需給構造改革推進設備等の取得価額に関する明細書	○	○	△	○
6の2(7)	中小連結法人が機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する明細書	○	○	△	○
6の2(7) 付表	機械等の取得価額等に関する明細書	○	○	△	○
6の2(8)	事業基盤強化設備を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する明細書	○	○	△	○
6の2(8) 付表	事業基盤強化設備の取得価額等に関する明細書	○	○	△	○
6の2(9)	沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	○	○	△	○
6の2(9) 付表	工業用機械等の取得価額に関する明細書	○	○	△	○

別表番号等	別 表 の 名 称	連結確定申告書	連結確定申告書の添付書類		個別帰属額等の届出書
			親	子	
6の2(10)	沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する明細書	○	○	△	○
6の2(10) 付表	経営革新設備等の取得価額等に関する明細書	○	○	△	○
6の2(11)	情報通信機器等を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する明細書	○	○	△	○
6の2(11) 付表	情報通信機器等の取得価額等に関する明細書	○	○	△	○
7の2	連結欠損金及び私財提供等があった場合の欠損金の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
7の2 付表1	連結欠損金当期控除前の連結欠損金個別帰属額の調整計算に関する明細書	○	○	△	○
7の2 付表2	連結欠損金個別帰属額に関する明細書	○	○	△	○
8の2	連結事業年度における受取配当等の益金不算入に関する明細書	○	○	△	○
9(1)	保険会社の契約者配当及び協同組合等の事業分量配当等の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
9(2)	連結法人間取引の損益の調整に関する明細書	○	○	△	○
10(1)	沖縄の認定法人の所得又は連結所得の特別控除に関する明細書	○	○	△	○
10(2)	探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入及び新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書	○	○	△	○
10(6)	社会保険診療報酬に係る損金算入、農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除、造林のための植林費の損金算入及び特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
10の2	収用換地等及び特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除並びに資産の譲渡に係る特別控除額の損金不算入に関する明細書	○	○	△	○
11(1)	個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
11(1の2)	一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
11(2)	返品調整引当金の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
11(3)	退職給与引当金の益金算入に関する明細書	○	○	△	○
11(4)	特別修繕引当金の益金算入に関する明細書	○	○	△	○
12(1)	海外投資等損失準備金の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
12(2)	金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
12(4)	岩石採取場、廃棄物最終処分場及び露天石炭等採掘場に係る特定災害防止準備金の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
12(5)	特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
12(6)	特定都市鉄道整備準備金の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
12(7)	新幹線鉄道大規模改修準備金の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
12(8)	ガス熱量変更準備金の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
12(9)	電子計算機買戻損失準備金の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
12(10)	日本国際博覧会出展準備金の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
12(11)	使用済核燃料再処理準備金の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
12(12)	原子力発電施設解体準備金の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
12(13)	保険会社等の異常危険準備金の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
12(14)	特別修繕準備金の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
12(15)	農用地利用集積準備金の損金算入及び特定農用地利用規程に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
12(16)	創業中小企業投資損失準備金の益金算入に関する明細書	○	○	△	○
12(21)	プログラム等準備金の益金算入に関する明細書	○	○	△	○
13(1)	国庫補助金等、工事負担金及び賦課金で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
13(2)	保険金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
13(3)	交換により取得した資産の圧縮額の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
13(4)	収用換地等に伴い取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
13(5)	特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書	○	○	△	○

別表番号等	別 表 の 名 称	連結確定申告書	連結確定申告書の添付書類		個別帰属額等の届出書
			親	子	
13(6)	特定の交換分合により取得した土地等の圧縮額の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
13(7)	大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等に伴い取得した宅地の圧縮額等の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
13(8)	認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に伴い取得した土地建物等の圧縮額等の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
13(9)	承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換に伴い取得した土地等の圧縮損の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
13(10)	特定共同出資により取得した株式等の圧縮額の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
13(11)	賦課金で取得した試験研究用資産及び中小企業団体の組織に関する法律に規定する中小企業者等が現物出資した場合の圧縮額の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
13(12)	転廃業助成金等で取得した固定資産等の圧縮額等及び水田農業経営確立助成補助金等で取得した固定資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
14(2)	特定資産譲渡等損失額の損金不算入及び特定資本関係発生日における時価が帳簿価額を下回っていない資産に関する明細書	○	○	△	○
14(2)付表	時価純資産価額及び簿価純資産価額に関する明細書	○	○	△	○
14 の 2	連結事業年度における寄附金の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
15 の 2	交際費等の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
16(1)	定額法又はリース期間定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書	○	○	△	○
16(2)	定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書	○	○	△	○
16(3)	生産高比例法による鉱業用減価償却資産の償却額の計算に関する明細書	○	○	△	○
16(4)	取替法による取替資産の償却額の計算に関する明細書	○	○	△	○
16(5)	繰延資産の償却額の計算に関する明細書	○	○	△	○
16(6)	一括償却資産の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
16(7)	特別償却準備金の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
16(8)	資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
17(1)	国外支配株主等に係る負債の利子の損金算入に関する明細書	○	○	△	○
17(2)	特定外国子会社等に係る課税対象留保金額又は個別課税対象留保金額の計算に関する明細書	○	○	△	○
17(2)付表	特定外国子会社等の判定に関する明細書	○	○	△	○
17(2 の 2)	特定外国子会社等の課税対象留保金額に係る控除対象外国法人税額及び課税済留保金額の損金算入額等の計算に関する明細書	○	○	△	○
17(2 の 2) 付表 1	適格組織再編成に係る合併法人等の調整後の課税済留保金額及び控除対象外国法人税額等の計算に関する明細書	○	○	△	○
17(2 の 2) 付表 2	適格分割等に係る分割法人等の調整後の課税済留保金額及び控除対象外国法人税額等の計算に関する明細書	○	○	△	○
17(2 の 3)	特定外国子会社等に係る課税済間接配当等の額の計算に関する明細書	○	○	△	○
17(3)	国外関連者に関する明細書	○	○	△	○

(注) 連結確定申告書別表の用紙は、国税庁のホームページ (<http://www.nta.go.jp>) の「税務手続の案内」コーナーに掲載しており、アウトプットして使用することができます。